

④

労働条件・労使関係

(1) 労働条件

労働条件の確保・改善対策

概要

労働条件の確保・改善

全国では、約427万の事業場で約5,209万人の労働者が働いている（資料：平成21年「経済センサス基礎調査」（総務省統計局）より算出）。労働者が安心して働ける職場環境を実現するためには、労働基準法などで定められた労働条件が確保され、また、その向上が図られることが重要である。

そのため、各都道府県に労働局が、全国各地に労働基準監督署が設置されており、労働基準関係法令に基づいて事業場に立ち入り、事業主に対し法令に定める労働時間、安全衛生基準、最低賃金等の法定基準を遵守させるとともに、労働条件の確保・改善に取り組んでいる。

労働条件の確保・改善を図る具体的な方法としては労働基準監督官が事業場に赴くことなどによる定期監督等（毎月一定の計画に基づいて実施する監督のほか、一定の重篤な労働災害又は火災・爆発等の事故について、その原因究明及び同種災害の再発防止等のために行う、いわゆる災害調査等も含む。）及び申告監督（労働者等からの申告に基づいて実施する監督）等がある。

また、労働基準監督官が行った監督指導等の結果、重大又は悪質な法違反が認められた場合には、労働基準監督官は、その刑事責任を追及すべく刑事訴訟法に基づき特別司法警察員として犯罪捜査を行い、検察庁に送検する司法処分を行う。

詳細データ① 監督実施状況の推移

| 年 | 臨検監督実施事業場数 | | | 監督実施率 | 違反率 |
|------|------------|--------|---------|-------|------|
| | 定期監督等 | その他の監督 | 計 | | |
| | 件 | 件 | 件 | % | % |
| 昭和40 | 191,053 | 46,717 | 237,770 | 10.9 | 54.4 |
| 45 | 233,946 | 54,198 | 288,144 | 10.8 | 70.4 |
| 50 | 165,483 | 40,576 | 206,059 | 7.1 | 65.7 |
| 55 | 167,850 | 37,060 | 204,910 | 6.4 | 64.2 |
| 60 | 173,438 | 32,777 | 206,215 | 5.9 | 58.9 |
| 平成2 | 156,401 | 22,728 | 179,129 | 4.8 | 57.7 |
| 3 | 138,286 | 20,376 | 158,662 | 3.6 | 56.9 |
| 4 | 154,109 | 22,298 | 176,407 | 4.1 | 58.6 |
| 5 | 164,405 | 25,283 | 189,688 | 4.4 | 56.3 |
| 6 | 162,366 | 26,476 | 188,842 | 4.3 | 56.7 |
| 7 | 175,875 | 27,036 | 202,911 | 4.7 | 58.8 |
| 8 | 164,611 | 26,281 | 190,892 | 4.4 | 54.0 |
| 9 | 145,041 | 27,138 | 172,179 | 3.8 | 55.7 |
| 10 | 153,563 | 32,534 | 186,097 | 4.1 | 54.6 |
| 11 | 146,160 | 34,097 | 180,257 | 4.0 | 59.7 |
| 12 | 147,773 | 37,091 | 184,864 | 4.1 | 58.8 |
| 13 | 134,623 | 39,068 | 173,691 | 3.8 | 63.4 |
| 14 | 131,878 | 41,236 | 173,114 | 3.8 | 62.7 |
| 15 | 121,031 | 43,474 | 164,505 | 3.6 | 65.6 |
| 16 | 122,793 | 42,835 | 165,628 | 3.6 | 67.1 |
| 17 | 122,734 | 41,407 | 164,141 | 3.7 | 66.3 |
| 18 | 118,872 | 42,186 | 161,058 | 3.6 | 67.4 |
| 19 | 126,499 | 42,234 | 168,733 | 4.1 | 67.9 |
| 20 | 115,993 | 43,097 | 159,090 | 3.9 | 68.5 |
| 21 | 100,535 | 46,325 | 146,860 | 3.6 | 65.0 |
| 22 | 128,959 | 45,574 | 174,533 | 4.3 | 66.7 |
| 23 | 132,829 | 42,703 | 175,532 | 4.1 | 67.4 |
| 24 | 134,295 | 39,225 | 173,520 | 4.1 | 68.4 |
| 25 | 140,499 | 37,634 | 178,133 | 4.2 | 68.0 |

資料：厚生労働省労働基準局調べ。

- (注) 1. 違反率は定期監督等実施事業場のうち違反のあった事業場の割合である。
2. 年表示における、40は年度、その他は暦年による。

④

労働条件・労使関係

詳細データ② 申告処理状況の推移

| 年 | 要処理分 | | 前年よりの繰越し | | 当年受理 | |
|------|--------|-------|----------|-------|--------|-------|
| | 件数 | 前年対比 | 件数 | 前年対比 | 件数 | 前年対比 |
| 昭和61 | 27,634 | 94.6 | 4,968 | 95.9 | 22,666 | 94.3 |
| 62 | 24,380 | 88.2 | 4,263 | 85.8 | 20,117 | 88.8 |
| 63 | 20,581 | 84.4 | 3,609 | 84.7 | 16,972 | 84.4 |
| 平成元 | 16,502 | 80.2 | 2,913 | 80.7 | 13,790 | 81.3 |
| 2 | 15,088 | 91.4 | 2,451 | 84.1 | 12,637 | 91.6 |
| 3 | 15,260 | 101.1 | 2,247 | 91.7 | 13,013 | 103.0 |
| 4 | 18,706 | 122.6 | 2,439 | 108.5 | 16,267 | 125.0 |
| 5 | 23,462 | 125.4 | 3,300 | 135.3 | 20,162 | 123.9 |
| 6 | 24,964 | 106.4 | 4,574 | 138.6 | 20,390 | 101.1 |
| 7 | 25,386 | 101.7 | 4,538 | 99.2 | 20,848 | 102.2 |
| 8 | 25,537 | 100.6 | 4,043 | 89.1 | 21,494 | 103.1 |
| 9 | 27,850 | 109.1 | 4,433 | 109.6 | 23,417 | 108.9 |
| 10 | 33,554 | 120.5 | 4,758 | 107.3 | 28,796 | 123.0 |
| 11 | 35,352 | 105.4 | 6,123 | 128.7 | 29,229 | 101.5 |
| 12 | 38,743 | 109.6 | 5,764 | 94.1 | 32,979 | 112.8 |
| 13 | 41,444 | 107.0 | 6,488 | 112.6 | 34,956 | 106.0 |
| 14 | 43,898 | 105.9 | 6,422 | 99.0 | 37,476 | 107.2 |
| 15 | 46,009 | 104.8 | 6,954 | 108.3 | 39,055 | 104.2 |
| 16 | 43,423 | 94.4 | 6,795 | 97.7 | 36,628 | 93.8 |
| 17 | 41,003 | 94.4 | 6,072 | 89.4 | 34,931 | 95.4 |
| 18 | 40,234 | 98.1 | 5,442 | 89.6 | 34,792 | 99.6 |
| 19 | 40,254 | 100.0 | 4,724 | 86.8 | 35,530 | 102.1 |
| 20 | 44,432 | 110.4 | 5,145 | 108.9 | 39,287 | 110.6 |
| 21 | 48,448 | 109.0 | 5,976 | 116.2 | 42,472 | 108.1 |
| 22 | 44,736 | 92.3 | 6,588 | 110.2 | 38,148 | 89.8 |
| 23 | 41,047 | 91.8 | 5,784 | 87.8 | 35,263 | 92.4 |
| 24 | 37,253 | 90.8 | 5,901 | 102.0 | 31,352 | 88.9 |
| 25 | 34,322 | 92.1 | 5,004 | 84.8 | 29,318 | 93.5 |

資料：厚生労働省労働基準局調べ。

詳細データ③ 主要業種別司法事件数の推移

| 年 | 全業種 | 製造業 | 建設業 | 商業 |
|------|---------------|------------|------------|------------|
| 昭和40 | 1,126 (100.0) | 485 (43.1) | 406 (36.1) | 23 (2.0) |
| 45 | 1,726 (100.0) | 524 (30.4) | 815 (47.2) | 49 (2.8) |
| 50 | 1,363 (100.0) | 410 (30.0) | 639 (46.9) | 49 (3.6) |
| 55 | 1,531 (100.0) | 407 (26.6) | 780 (51.0) | 78 (5.1) |
| 60 | 1,328 (100.0) | 424 (31.9) | 626 (47.1) | 75 (5.6) |
| 平成 2 | 1,270 (100.0) | 325 (25.6) | 710 (55.9) | 56 (4.4) |
| 6 | 1,240 (100.0) | 324 (26.1) | 654 (52.7) | 57 (4.6) |
| 7 | 1,310 (100.0) | 324 (24.7) | 681 (52.0) | 76 (5.8) |
| 8 | 1,411 (100.0) | 349 (24.7) | 735 (52.1) | 87 (6.2) |
| 9 | 1,264 (100.0) | 247 (19.5) | 676 (53.5) | 83 (6.6) |
| 10 | 1,209 (100.0) | 298 (24.6) | 589 (48.7) | 83 (6.9) |
| 11 | 1,262 (100.0) | 316 (25.0) | 597 (47.3) | 87 (6.9) |
| 12 | 1,385 (100.0) | 342 (24.7) | 637 (46.0) | 102 (7.4) |
| 13 | 1,346 (100.0) | 315 (23.4) | 624 (46.4) | 106 (7.9) |
| 14 | 1,328 (100.0) | 322 (24.2) | 568 (42.8) | 121 (9.1) |
| 15 | 1,399 (100.0) | 346 (24.7) | 593 (42.4) | 122 (8.7) |
| 16 | 1,339 (100.0) | 312 (23.3) | 571 (42.6) | 113 (8.4) |
| 17 | 1,290 (100.0) | 303 (23.5) | 525 (40.7) | 106 (8.2) |
| 18 | 1,219 (100.0) | 286 (23.5) | 470 (38.6) | 97 (8.0) |
| 19 | 1,277 (100.0) | 308 (24.1) | 458 (35.9) | 122 (9.6) |
| 20 | 1,227 (100.0) | 295 (24.0) | 484 (39.4) | 92 (7.5) |
| 21 | 1,110 (100.0) | 285 (25.7) | 375 (33.8) | 114 (10.3) |
| 22 | 1,157 (100.0) | 268 (23.2) | 400 (34.6) | 102 (8.8) |
| 23 | 1,064 (100.0) | 253 (23.8) | 352 (33.1) | 98 (9.2) |
| 24 | 1,133 (100.0) | 260 (22.9) | 406 (35.8) | 97 (8.6) |
| 25 | 1,043 (100.0) | 231 (22.1) | 369 (35.4) | 79 (7.6) |

資料：厚生労働省労働基準局調べ。

(注) 括弧内は、全業種中に占める割合である。

労働時間対策

概 要

主な労働時間対策（平成23年度）

法定労働時間の遵守徹底

- 監督指導、集団指導等の実施
（法定労働時間：1日8時間、1週40時間（特例措置対象事業場にあつては1週44時間））

所定外労働の削減

- 時間外労働時間の限度基準の遵守の指導

（限度基準）

| 期 間 | 限度時間 | 期 間 | 限度時間 | 期 間 | 限度時間 |
|-----|------|-----|-------|-----|-------|
| 1週間 | 15時間 | 1箇月 | 45時間 | 1年 | 360時間 |
| 2週間 | 27時間 | 2箇月 | 81時間 | | |
| 4週間 | 43時間 | 3箇月 | 120時間 | | |

※1年単位の変形労働時間制の場合は、別の基準が適用される。

- 所定外労働削減要綱による啓発指導

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

- 「労働時間等見直しガイドライン」（労働時間等設定改善指針）の周知啓発
「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の趣旨を踏まえた「労働時間等見直しガイドライン」の周知啓発
- 労働時間等設定改善推進助成金の支給
労働時間等の設定改善に団体として取り組む中小企業団体に対する助成
- 職場意識改善助成金の支給
労働時間等の設定改善に積極的に取り組む中小企業事業主に対する助成
- 働き方・休み方改善コンサルタントによる支援
都道府県労働局において労働時間等の設定改善に関するコンサルティング

労働時間等の設定の改善

- 労働時間、始業・終業の時刻、休日数、年次有給休暇の日数や時季等の労働時間等に関する事項の設定を労働者の健康と生活に配慮するとともに、多様な働き方に対応したものへ改善すること
- 事業主は、労働時間等の設定の改善を図るため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない
- 国は、事業主等に対し援助等を行うとともに、必要な施策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない

労働時間等設定改善指針の策定

事業主等が労働時間等の設定を改善するという努力義務に適切に対処できるよう、具体的取組を進める上で参考となる事項を掲げるもの

労働時間等設定改善委員会

- 労使間の話し合いの機会を整備するため労働時間等設定改善委員会を設置
- 一定の要件を充たす委員会には、労使協定代替効果、届出免除といった労働基準法の適用の特例

労働時間等設定改善実施計画

2以上の事業主が共同して作成し、大臣承認を受けた場合、計画内容の独禁法違反の有無を関係大臣が公正取引委員会と調整

「労働時間等見直しガイドライン」
(労働時間等設定改善指針)のポイント

- 基本的な考え方
 - 労働時間等の見直しを含めた仕事と生活の調和の実現に向けた取組は、
 - 少子化の流れを変え、人口減少下でも多様な人材が仕事に就けるようし、我が国の社会を持続可能で確かなものとするために必要な取組であるとともに、
 - 企業の活力や競争力の源泉である有能な人材の確保・育成・定着の可能性を高めるもの
 - 経営者自らが主導して、職場風土改革のための意識改革等に努めることが重要
 - 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」で定められた社会全体の目標の内容も踏まえ、各企業の実情に応じて仕事と生活の調和の実現に向けて計画的に取り組むことが必要
(社会全体の目標値) ○「週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2020年までに5割減」
○「年次有給休暇取得率を2020年までに70%に引き上げる」など
- 仕事と生活の調和の実現のために重要な取組
 - 労使間の話し合いの機会の整備
 - 労働時間等設定改善委員会をはじめとする労使間の話し合いの機会の整備 等
 - 年次有給休暇を取得しやすい環境の整備
 - 取得の呼びかけ等による取得しやすい雰囲気づくり
 - 計画的な年次有給休暇の取得
 - 年次有給休暇の取得状況を確認する制度の導入
 - 取得率の目標設定の検討 等
 - 所定外労働の削減
 - 「ノー残業デー」、「ノー残業ウィーク」の導入・拡充
 - 長時間労働の抑制(長時間労働が恒常的なものにならないようにする等) 等
 - 労働者各人の健康と生活への配慮
 - 特に健康の保持に努める必要があると認められる労働者
 - 育児・介護を行っている労働者
 - 単身赴任中の労働者
 - 自発的な職業能力開発を行う労働者 等への配慮

詳細データ① 主要6か国における労働者1人平均年間総労働時間の推移

(時間)

| 年 | 日本 | アメリカ | イギリス | カナダ | ドイツ | フランス |
|------|------|------|------|------|------|------|
| 2007 | 1808 | 1799 | 1658 | 1738 | 1340 | 1401 |
| 2008 | 1792 | 1797 | 1641 | 1733 | 1339 | 1409 |
| 2009 | 1733 | 1776 | 1637 | 1702 | 1296 | 1391 |
| 2010 | 1754 | 1787 | 1632 | 1706 | 1324 | 1398 |
| 2011 | 1747 | 1797 | 1611 | 1705 | 1325 | 1404 |
| 2012 | 1765 | 1798 | 1637 | 1717 | 1317 | 1402 |

資料：OECD Employment Outlook (2013)

- (注) 1. 調査対象となる労働者にはパートタイム労働者を含み、自営業者は除く。
 2. 日本は事業所規模5人以上の労働時間。日本以外の国については事業所規模の区別はない。
 3. 各国によって母集団等データの取り方に差異があることに留意。

詳細データ② 年次有給休暇の取得状況¹⁾

| 企業規模・産業・年 | 付与日数 ²⁾ | 取得日数 ³⁾ | 取得率 ⁴⁾ |
|-----------------------|--------------------|--------------------|-------------------|
| 平成25年 | 18.3 | 8.6 | 47.1 |
| 平成24年 | 18.3 | 9.0 | 49.3 |
| 平成23年 | 17.9 | 8.6 | 48.1 |
| 平成22年 | 17.9 | 8.5 | 47.1 |
| 平成21年 | 18.0 | 8.5 | 47.4 |
| 平成25年 | | | |
| 1000人以上 | 19.5 | 10.6 | 54.6 |
| 300～999人 | 18.5 | 8.2 | 44.6 |
| 100～299人 | 17.8 | 7.5 | 42.3 |
| 30～99人 | 16.9 | 6.8 | 40.1 |
| 平成25年 | | | |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | 18.2 | 10.9 | 60.0 |
| 建設業 | 18.2 | 6.6 | 36.1 |
| 製造業 | 18.9 | 10.2 | 54.0 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 20.1 | 14.3 | 71.1 |
| 情報通信業 | 19.6 | 10.8 | 55.0 |
| 運輸業、郵便業 | 17.5 | 8.7 | 49.8 |
| 卸売業、小売業 | 17.8 | 6.0 | 33.5 |
| 金融業、保険業 | 19.4 | 9.7 | 50.0 |
| 不動産業、物品賃貸業 | 17.9 | 7.6 | 42.2 |
| 学術研究、専門・技術サービス業 | 18.4 | 9.2 | 49.8 |
| 宿泊業、飲食サービス業 | 16.3 | 4.9 | 29.8 |
| 生活関連サービス業、娯楽業 | 16.5 | 6.3 | 38.4 |
| 教育、学習支援業 | 17.1 | 7.5 | 43.6 |
| 医療、福祉 | 14.9 | 6.9 | 46.1 |
| サービス業 (他に分類されないもの) | 17.4 | 8.1 | 46.7 |

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「就労条件総合調査」

(注) 1) 表中の年は、公表年であり、調査対象期間は前年（又は前々年会計年度）である。

2) 「付与日数」には、繰越日数を含まない。

3) 「取得日数」は、1年間に実際に取得した日数である。

4) 「取得率」は、(取得日数計/付与日数計)×100(%)である。

5) 調査対象は、常用労働者が30人以上の民営企業。

④

労働条件・労使関係

賃金対策

概 要

最低賃金制度の概要

1 最低賃金制度とは

最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度である。

仮に最低賃金額より低い賃金を労使合意の上で定めても、それは最低賃金法により無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされる。また、地域別最低賃金額以上の賃金を支払わなかった場合には、50万円以下の罰金が適用される。

2 最低賃金の種類

最低賃金には、産業や職種に関わりなく都道府県内で働くすべての労働者と使用者に適用される「地域別最低賃金」と、特定の産業（電気機械器具製造業、自動車小売業等）の基幹的労働者を対象に、地域別最低賃金よりも高い金額水準で定められる「特定最低賃金」の二種類が設定されている。

3 最低賃金との比較

支払われる賃金と最低賃金額を次の方法により比較を行う。ただし、支払われる賃金のうち、①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）、②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）、③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）、④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）、⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）、⑥精皆勤手当、通勤手当および家族手当は、最低賃金額との比較にあたって算入しないこととされている。

(1) 時間給の場合：時間給 \geq 最低賃金額（時間額）

(2) 日給の場合：日給 \div 1日平均所定労働時間 \geq 最低賃金額（時間額）

(3) 月給の場合：月給 \div 1か月平均所定労働時間 \geq 最低賃金額（時間額）

(4) 上記(1)、(2)、(3)の組み合わせの場合：上記(1)、(2)、(3)を合計したものと最低賃金額（時間額）を比較

詳細データ① 地域別最低賃金の全国一覧

| | 21年度 | | 22年度 | | 23年度 | | 24年度 | | 25年度 | |
|----------------------|-------|-------------|-------|-------------|-------|-------------|-------|-------------|-------|-------------|
| | 最低賃金額 | 発効年月日 |
| 全国加重 平均額 (時間額) | 713 | | 730 | | 737 | | 749 | | 764 | |
| 北海道 | 678 | 平成21年10月10日 | 691 | 平成22年10月15日 | 705 | 平成23年10月6日 | 719 | 平成24年10月18日 | 734 | 平成25年10月18日 |
| 青森 | 633 | 平成21年10月1日 | 645 | 平成22年10月29日 | 647 | 平成23年10月16日 | 654 | 平成24年10月12日 | 665 | 平成25年10月24日 |
| 岩手 | 631 | 平成21年10月4日 | 644 | 平成22年10月30日 | 645 | 平成23年11月11日 | 653 | 平成24年10月20日 | 665 | 平成25年10月27日 |
| 宮城 | 662 | 平成21年10月24日 | 674 | 平成22年10月24日 | 675 | 平成23年10月29日 | 685 | 平成24年10月19日 | 696 | 平成25年10月31日 |
| 秋田 | 632 | 平成21年10月1日 | 645 | 平成22年11月3日 | 647 | 平成23年10月30日 | 654 | 平成24年10月13日 | 665 | 平成25年10月26日 |
| 山形 | 631 | 平成21年10月18日 | 645 | 平成22年10月29日 | 647 | 平成23年10月29日 | 654 | 平成24年10月24日 | 665 | 平成25年10月24日 |
| 福島 | 644 | 平成21年10月18日 | 657 | 平成22年10月24日 | 658 | 平成23年11月2日 | 664 | 平成24年10月1日 | 675 | 平成25年10月6日 |
| 茨城 | 678 | 平成21年10月8日 | 690 | 平成22年10月16日 | 692 | 平成23年10月8日 | 699 | 平成24年10月6日 | 713 | 平成25年10月20日 |
| 栃木 | 685 | 平成21年10月1日 | 697 | 平成22年10月7日 | 700 | 平成23年10月1日 | 705 | 平成24年10月1日 | 718 | 平成25年10月19日 |
| 群馬 | 676 | 平成21年10月4日 | 688 | 平成22年10月9日 | 690 | 平成23年10月7日 | 696 | 平成24年10月10日 | 707 | 平成25年10月13日 |
| 埼玉 | 735 | 平成21年10月17日 | 750 | 平成22年10月16日 | 759 | 平成23年10月1日 | 771 | 平成24年10月1日 | 785 | 平成25年10月20日 |
| 千葉 | 728 | 平成21年10月3日 | 744 | 平成22年10月24日 | 748 | 平成23年10月1日 | 756 | 平成24年10月1日 | 777 | 平成25年10月18日 |
| 東京 | 791 | 平成21年10月1日 | 821 | 平成22年10月24日 | 837 | 平成23年10月1日 | 850 | 平成24年10月1日 | 869 | 平成25年10月19日 |
| 神奈川 | 789 | 平成21年10月25日 | 818 | 平成22年10月21日 | 836 | 平成23年10月1日 | 849 | 平成24年10月1日 | 868 | 平成25年10月20日 |
| 新潟 | 669 | 平成20年10月26日 | 681 | 平成22年10月21日 | 683 | 平成23年10月7日 | 689 | 平成24年10月5日 | 701 | 平成25年10月26日 |
| 富山 | 679 | 平成21年10月18日 | 691 | 平成22年10月27日 | 692 | 平成23年10月1日 | 700 | 平成24年11月4日 | 712 | 平成25年10月6日 |
| 石川 | 674 | 平成21年10月10日 | 686 | 平成22年10月30日 | 687 | 平成23年10月20日 | 693 | 平成24年10月6日 | 704 | 平成25年10月19日 |
| 福井 | 671 | 平成21年10月1日 | 683 | 平成22年10月21日 | 684 | 平成23年10月1日 | 690 | 平成24年10月6日 | 701 | 平成25年10月13日 |
| 山梨 | 677 | 平成21年10月1日 | 689 | 平成22年10月17日 | 690 | 平成23年10月20日 | 695 | 平成24年10月1日 | 706 | 平成25年10月18日 |
| 長野 | 681 | 平成21年10月1日 | 693 | 平成22年10月29日 | 694 | 平成23年10月1日 | 700 | 平成24年10月1日 | 713 | 平成25年10月19日 |
| 岐阜 | 696 | 平成20年10月19日 | 706 | 平成22年10月17日 | 707 | 平成23年10月1日 | 713 | 平成24年10月1日 | 724 | 平成25年10月19日 |
| 静岡 | 713 | 平成21年10月26日 | 725 | 平成22年10月14日 | 728 | 平成23年10月14日 | 735 | 平成24年10月12日 | 749 | 平成25年10月12日 |
| 愛知 | 732 | 平成21年10月11日 | 745 | 平成22年10月24日 | 750 | 平成23年10月7日 | 758 | 平成24年10月1日 | 780 | 平成25年10月26日 |
| 三重 | 702 | 平成21年10月1日 | 714 | 平成22年10月22日 | 717 | 平成23年10月1日 | 724 | 平成24年9月30日 | 737 | 平成25年10月19日 |
| 滋賀 | 693 | 平成21年10月1日 | 706 | 平成22年10月21日 | 709 | 平成23年10月20日 | 716 | 平成24年10月6日 | 730 | 平成25年10月25日 |
| 京都 | 729 | 平成21年10月17日 | 749 | 平成22年10月17日 | 751 | 平成23年10月16日 | 759 | 平成24年10月14日 | 773 | 平成25年10月24日 |
| 大阪 | 762 | 平成21年9月30日 | 779 | 平成22年10月15日 | 786 | 平成23年9月30日 | 800 | 平成24年9月30日 | 819 | 平成25年10月18日 |
| 兵庫 | 721 | 平成21年10月8日 | 734 | 平成22年10月17日 | 739 | 平成23年10月1日 | 749 | 平成24年10月1日 | 761 | 平成25年10月19日 |
| 奈良 | 679 | 平成21年10月17日 | 691 | 平成22年10月24日 | 693 | 平成23年10月7日 | 699 | 平成24年10月6日 | 710 | 平成25年10月20日 |
| 和歌山 | 674 | 平成21年10月31日 | 684 | 平成22年10月29日 | 685 | 平成23年10月13日 | 690 | 平成24年10月1日 | 701 | 平成25年10月19日 |
| 鳥取 | 630 | 平成21年10月8日 | 642 | 平成22年10月31日 | 646 | 平成23年10月29日 | 653 | 平成24年10月20日 | 664 | 平成25年10月25日 |
| 島根 | 630 | 平成21年10月4日 | 642 | 平成22年10月24日 | 646 | 平成23年11月6日 | 652 | 平成24年10月14日 | 664 | 平成25年11月6日 |
| 岡山 | 670 | 平成21年10月8日 | 683 | 平成22年11月5日 | 685 | 平成23年10月27日 | 691 | 平成24年10月24日 | 703 | 平成25年10月30日 |
| 広島 | 692 | 平成21年10月8日 | 704 | 平成22年10月30日 | 710 | 平成23年10月1日 | 719 | 平成24年10月1日 | 733 | 平成25年10月24日 |
| 山口 | 669 | 平成21年10月4日 | 681 | 平成22年10月29日 | 684 | 平成23年10月6日 | 690 | 平成24年10月1日 | 701 | 平成25年10月10日 |
| 徳島 | 633 | 平成21年10月1日 | 645 | 平成22年10月16日 | 647 | 平成23年10月15日 | 654 | 平成24年10月19日 | 666 | 平成25年10月30日 |
| 香川 | 652 | 平成21年10月1日 | 664 | 平成22年10月16日 | 667 | 平成23年10月5日 | 674 | 平成24年10月5日 | 686 | 平成25年10月24日 |
| 愛媛 | 632 | 平成21年10月1日 | 644 | 平成22年10月27日 | 647 | 平成23年10月20日 | 654 | 平成24年10月24日 | 666 | 平成25年10月31日 |
| 高知 | 631 | 平成21年10月1日 | 642 | 平成22年10月27日 | 645 | 平成23年10月26日 | 652 | 平成24年10月26日 | 664 | 平成25年10月26日 |
| 福岡 | 680 | 平成21年10月16日 | 692 | 平成22年10月22日 | 695 | 平成23年10月15日 | 701 | 平成24年10月13日 | 712 | 平成25年10月18日 |
| 佐賀 | 629 | 平成21年10月1日 | 642 | 平成22年10月29日 | 646 | 平成23年10月6日 | 653 | 平成24年10月21日 | 664 | 平成25年10月26日 |
| 長崎 | 629 | 平成21年10月10日 | 642 | 平成22年11月4日 | 646 | 平成23年10月12日 | 653 | 平成24年10月24日 | 664 | 平成25年10月20日 |
| 熊本 | 630 | 平成21年10月18日 | 643 | 平成22年11月5日 | 647 | 平成23年10月20日 | 653 | 平成24年10月1日 | 664 | 平成25年10月30日 |
| 大分 | 631 | 平成21年10月1日 | 643 | 平成22年10月24日 | 647 | 平成23年10月20日 | 653 | 平成24年10月4日 | 664 | 平成25年10月20日 |
| 宮崎 | 629 | 平成21年10月14日 | 642 | 平成22年11月4日 | 646 | 平成23年11月2日 | 653 | 平成24年10月26日 | 664 | 平成25年11月2日 |
| 鹿児島 | 630 | 平成21年10月14日 | 642 | 平成22年10月28日 | 647 | 平成23年10月29日 | 654 | 平成24年10月13日 | 665 | 平成25年10月27日 |
| 沖縄 | 629 | 平成21年10月18日 | 642 | 平成22年11月5日 | 645 | 平成23年11月6日 | 653 | 平成24年10月25日 | 664 | 平成25年10月26日 |

④

労働条件・労使関係

詳細データ② 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果

監督指導結果の推移（平成14年～平成25年 全国計）

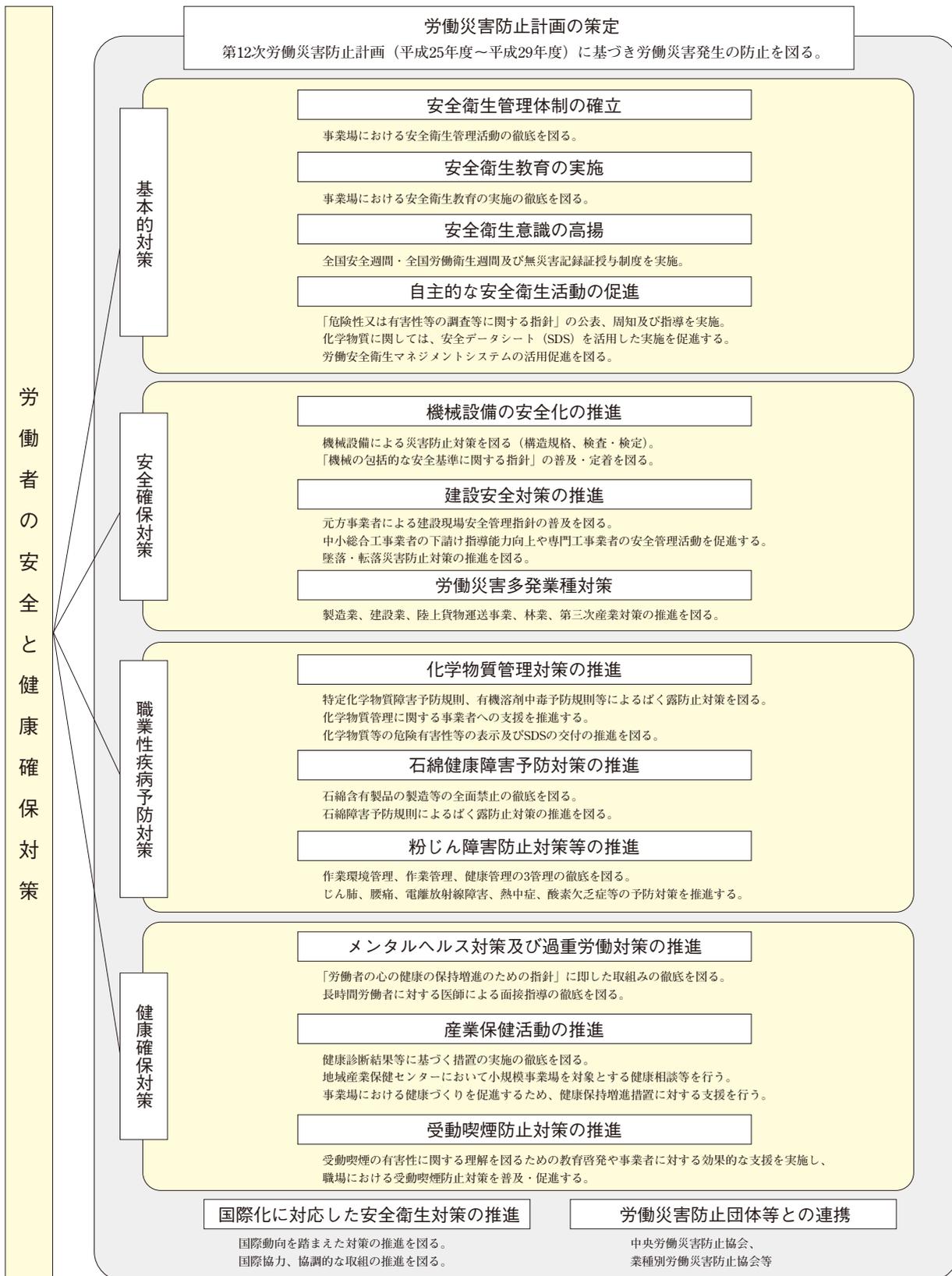
| 事項別 年 | 法違反の状況 | | | 法違反事業場の認識状況 | | | 最賃未満労働者の状況 | | |
|----------|---------------------|-----------------------------|------------------|-------------------|-----------------------------------|--------------------------------|-----------------------------|-------------------------|---------------------------------|
| | 監督実施 事業場数 (A) | 最賃支払 義務違反 事業場数 (B) | 違反率 (B) / (A) | 最賃額 を知って いる | 金額は知ら ないが適用 されること は知っている | 最賃が適用 されること は知らない かった | 監督実施 事業場の 労働者数 (C) | 最賃未 満労働者 数 (D) | 最賃未満 労働者の 比率 (D) / (C) |
| 14 | 14,016 件 | 1,283 件 | 9.2 % | 24.6 % | 60.8 % | 14.6 % | 204,208 人 | 4,363 人 | 2.1 % |
| 15 | 13,080 | 860 | 6.6 | 29.1 | 52.7 | 18.3 | 197,402 | 2,723 | 1.4 |
| 16 | 12,337 | 678 | 5.5 | 30.2 | 53.1 | 16.7 | 178,757 | 2,321 | 1.3 |
| 17 | 11,820 | 753 | 6.4 | 30.9 | 50.5 | 18.6 | 177,086 | 2,087 | 1.2 |
| 18 | 10,700 | 731 | 6.8 | 32.6 | 51.8 | 15.6 | 149,523 | 2,376 | 1.6 |
| 19 | 20,362 | 1,399 | 6.9 | 33.4 | 56.0 | 10.7 | 299,402 | 4,241 | 1.4 |
| 20 | 19,550 | 1,318 | 6.7 | 34.7 | 56.5 | 8.8 | 310,782 | 4,081 | 1.3 |
| 21 | 9,743 | 833 | 8.5 | 32.5 | 59.7 | 7.8 | 150,126 | 3,393 | 2.3 |
| 22 | 13,559 | 1,055 | 7.8 | 34.2 | 57.6 | 8.2 | 192,080 | 3,482 | 1.8 |
| 23 | 14,398 | 1,481 | 10.4 | 41.3 | 51.8 | 6.9 | 201,362 | 5,275 | 2.6 |
| 24 | 13,644 | 1,139 | 8.3 | 36.9 | 55.4 | 7.7 | 185,260 | 4,056 | 2.2 |
| 25 | 13,946 | 1,343 | 9.6 | 40.9 | 50.7 | 8.4 | 190,386 | 4,079 | 2.1 |

(注) 各年とも1～12月の間の結果である。

労働者の安全と健康を確保するための施策

詳細資料①

安全衛生施策の体系



詳細資料② 職場におけるメンタルヘルス対策

I 制度的枠組

1 労働安全衛生法令の措置

- (1) 長時間労働者に対する医師による面接指導の際にメンタルヘルス面の確認を行うこと。
- (2) 衛生委員会等において、メンタルヘルス対策の樹立に関して調査審議をすること。

2 事業者が取り組むべき措置

- (1) 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」を策定（平成18年3月公示）
指針では、事業者が講ずるメンタルヘルスキアの原則的な実施方法として、次の事項を示している。

- 1 衛生委員会等における調査審議
- 2 心の健康づくり計画の策定
- 3 4つのメンタルヘルスキアの推進
 - (1) セルフケア
 - (2) ラインによるケア
 - (3) 事業場内産業保健スタッフ等によるケア
 - (4) 事業場外資源によるケア
- 4 メンタルヘルスキアの具体的進め方
 - (1) 教育研修・情報提供
 - (2) 職場環境等の把握と改善
 - (3) メンタルヘルス不調への気づきと対応
 - (4) 職場復帰における支援
- 5 個人情報保護への配慮
- 6 小規模事業場における取組の留意事項

※事業外資源：事業場外でメンタルヘルスキアへの支援を行う機関及び専門家をいう。

- (2) 「職場における自殺の予防と対応」（自殺予防マニュアル）を策定（平成20年9月改訂）
- (3) 「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」を策定（平成21年3月改訂）

3 都道府県労働局、労働基準監督署による指導

事業場に対して、上記指針等に即した取組みを指導。

II 職場におけるメンタルヘルス対策促進のための国の支援措置

1 総合的支援

産業保健総合支援センターによる支援

メンタルヘルス不調の予防から早期発見と適切な対応、休業者の職場復帰に至るまで、事業者の取り組むメンタルヘルス対策に対して総合的な支援を実施

- ① 事業者からの相談対応
- ② 個別事業場に対する訪問支援
- ③ 職場復帰プログラムの作成支援
- ④ 管理監督者に対する教育 等を実施

2 情報の提供

メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」を開設（平成21年10月、<http://kokoro.mhlw.go.jp/>）

職場のメンタルヘルス対策に関する総合的な情報提供を実施

3 その他

- (1) 産業保健総合支援センターにおいて、産業保健スタッフ等に対するメンタルヘルスに関する研修を実施
- (2) 全国に設置した地域窓口（地域産業保健センター）において、産業保健体制が不十分な小規模事業場に対する支援を実施
- (3) 全国19箇所にある労災病院における「勤労者 心の電話相談」を開設

詳細資料③ 「過重労働による健康障害防止のための総合対策」の概要

(平成14年2月策定、平成23年2月改定)

過重労働による健康障害防止のためには、労働者が疲労を回復することができないような長時間にわたる過重労働を排除していくとともに、労働者に疲労の蓄積を生じさせないようにするため、労働者の健康管理に関する措置を適切に実施することが重要である。このため、「過重労働による健康障害を防止するための事業者が講ずべき措置」を定めるとともに、国が行う周知徹底、指導等の所要の措置をとりまとめ、これらにより過重労働による健康障害を防止することを目的とするものである。

過重労働による健康障害を防止するために事業者が講ずべき措置

(1) 時間外・休日労働時間の削減

- 36協定締結時における「限度基準」の遵守
- 労働時間の適正な把握 等

(2) 年次有給休暇の取得促進

(3) 労働時間等の設定の改善

(4) 労働者の健康管理に係る措置の徹底

- ①健康管理体制の整備、健康診断の実施等
 - ・産業医、衛生管理者、衛生推進者等の選任及びその者による健康管理の実施
 - ・衛生委員会の設置等健康管理体制の整備
 - ・健康診断及びその事後措置の確実な実施 等
- ②長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等
 - ・医師による面接指導の実施及びその事後措置等の実施
 - ・面接指導等を実施するための手続等の整備
 - ・小規模事業場における面接指導等の実施を促進するための地域産業保健センターの活用
- ③過重労働による業務上の疾病が発生させた場合の原因の究明及び再発防止

国が行う所要の措置

- 36協定における時間外労働の限度時間に係る窓口指導等
- 時間外・休日労働が月45時間を超えているおそれのある事業場を対象とした監督指導等
- 過重労働による業務上の疾病が発生した場合の再発防止対策を徹底するための指導等

④

労働条件・労使関係

詳細資料④ 快適な職場環境づくり・職場の受動喫煙防止対策

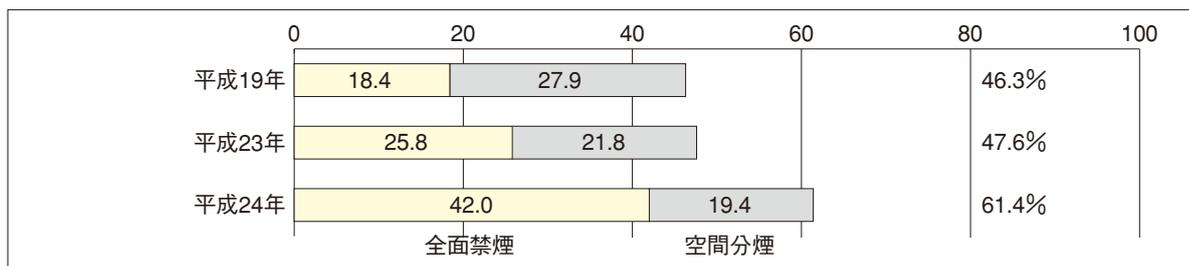
事業者は、法律（労働安全衛生法）で快適な職場環境を形成するよう努めなければならないとされており、その一環として、職場の受動喫煙防止対策を講じることが求められています。

快適職場指針の概要

- 講ずる措置の内容
 - 不快と感じることがないように、作業環境を適切に維持管理する。
 - 心身の負担を軽減するため、不自然な姿勢での作業や相当の筋力を必要とする作業等について、作業方法を改善する。
 - 疲労やストレスを効果的に癒すことのできる休憩室等を設置・整備する。
 - 洗面所、トイレ等職場生活で必要となる施設等を清潔で使いやすい状態に維持管理する。
- 考慮すべき事項
 - 快適な職場環境を形成、維持管理するための継続的かつ計画的な取組のために必要な措置を講ずる。
 - 作業者の意見ができるだけ反映されるよう必要な措置をとる。
 - 年齢等、個人差に配慮する。
 - 職場に潤いを持たせ、緊張をほぐすよう配慮する。

職場における受動喫煙防止対策の取組み状況ですが、平成24年労働者健康状況調査によると、全面禁煙又は空間分煙としている事業場の割合は、61.4%となっており、過去の同様の調査と比較して増加しています。

○全面禁煙又は空間分煙の措置を講じている事業場の割合



資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「労働安全衛生に関する調査」

厚生労働省では、事業者の受動喫煙防止対策の取組みを促進するため、以下の支援を実施しています。

○厚生労働省が実施する職場の受動喫煙防止対策に関する支援

- 受動喫煙防止対策助成金
 - 対象事業主：すべての業種の中小企業事業主
 - 助成対象：喫煙室の設置のための費用（平成25年度から限定）
 - 助成率、助成額：受動喫煙防止対策のための費用の1/2（上限200万円）
- 技術的な相談窓口・説明会（無料）
 - 各種相談について、専門家による電話相談を実施（希望に応じて実地で指導）
 - 経営者や安全衛生担当者を対象とした受動喫煙防止対策に関する説明会を実施
- たばこ煙の測定機器の貸出し（無料）
 - たばこ煙の濃度や喫煙室の換気の状態を測定する機器を貸出
 - 依頼者の希望に応じて、貸出機器の使い方や評価方法を電話・実地で説明

詳細資料⑤ 機械の包括的な安全基準に関する指針（概要）

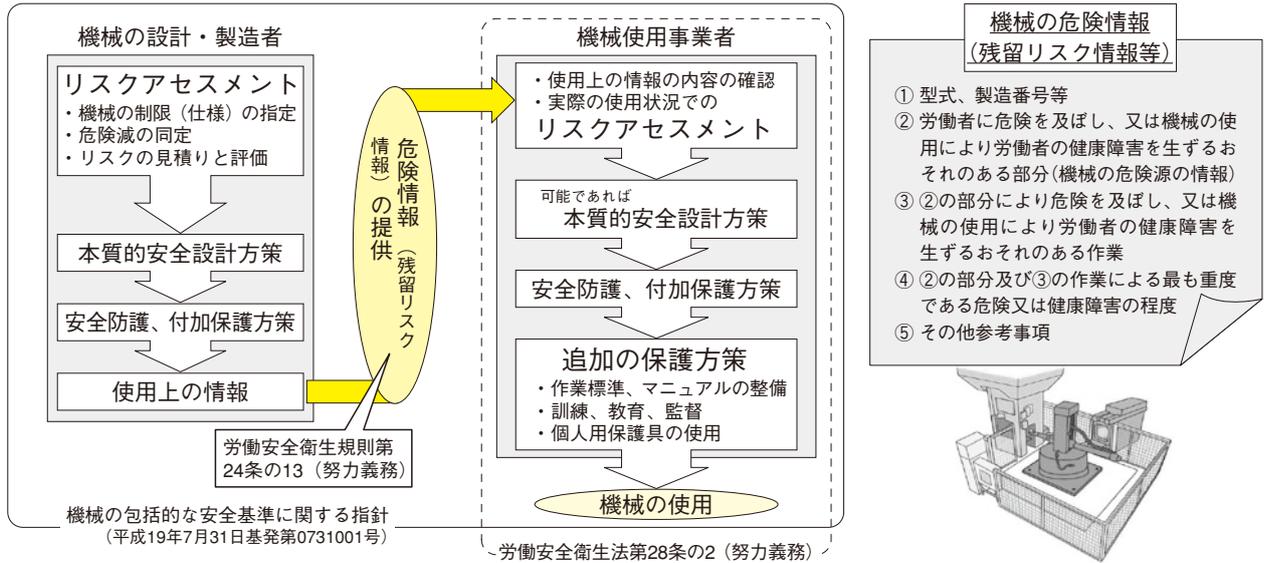
機械譲渡時における機械の危険情報の提供の促進

背景・現状

- ① 機械災害は全労働災害の約1/4を占めており、更なる機械災害の減少が求められる
- ② 事業者による機械のリスクアセスメントを適切に実施するため、製造者等による機械危険情報の提供が不可欠

機械の製造者等に対して、機械の危険情報（残留リスク情報）の提供の努力義務化

労働安全衛生法第28条の2に基づく事業者による機械のリスクアセスメントの普及・定着



4

労働条件・労使関係

詳細資料⑥ 厚生労働省の石綿（アスベスト）対策の概要

石綿とは、アスベストとも呼ばれる天然に産出する繊維状鉱物であり、人に対する有害性として、石綿粉じんを吸入した際には、数十年の潜伏期間を経て、肺がんや中皮腫等の健康障害を生じさせることがある。

今後の被害を未然に防止するための対策

1. 石綿等の製造等の全面禁止（労働安全衛生法）

- ・「アスベスト総合対策」（平成17年12月27日アスベスト問題に関する関係閣僚会合）を踏まえ、平成18年9月1日より、例外的に製造等の禁止が猶予された製品（適用除外製品等）を除き、石綿含有製品の製造、輸入、譲渡、提供、又は使用を禁止
- ・適用除外製品等についても、代替品の安全性が確認されたものから順次、製造等を禁止し、平成24年3月1日より製造等を全面禁止

2. 建築物等解体時等の飛散防止・ばく露防止対策（石綿障害予防規則）

- ・平成17年2月に石綿障害予防規則を制定し、対策を強化 ← 従来、特定化学物質等障害予防規則で規定

[石綿障害予防規則の概要]

建材等の事前調査、当局に対する届出、作業場所の隔離、呼吸用保護具の使用、作業の記録の保存、健康診断の実施 等

国民の有する不安への対応

3. 退職された方に対する健康管理（労働安全衛生法に基づく健康管理手帳制度）

- ・石綿を取り扱う業務に一定期間従事した経歴がある方等に対し、健康管理手帳を交付（国の費用で健康診断（半年ごとに1回））

4. 石綿ばく露作業による労災認定を受けた労働者の所属事業場などの公表

隙間のない健康被害者の救済

5. 労働者災害補償保険法に基づく救済

- ・石綿による業務災害にあった労働者など又はその遺族などに対する保険給付

6. 石綿健康被害救済法による救済

- ・労災保険に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が時効により消滅した方に対する特別遺族給付金の支給

詳細資料⑦ 化学物質による労働災害防止対策

化学物質は、産業の発展や豊かな生活の実現のために大きく貢献しており、現代の社会生活には欠くことのできないものだが、このように有益なものである反面、危険性や有害性を持つものも多く、その取扱いによって人の健康に影響を及ぼすこと等があるため適切な管理を行うことが必要となる。

厚生労働省では、化学物質の有害性の調査（動物実験による発がん性等の調査）の的確な実施、化学物質の危険有害性表示制度（ラベリング、特に有害な化学物質に対する健康障害防止措置の義務付け、安全データシート（SDS）の交付）の周知徹底、事業場における化学物質の自主的な管理の定着の推進など、化学物質による労働者の労働災害防止対策を推進している。

職場における化学物質 危険性又は有害性等の調査等の対象 約6万物質

SDSの作成・交付対象物質 640物質

特別規制対象物質 117物質

特定化学物質障害予防規則（65物質（うち7物質は製造許可対象物質と重複））

塩素 エチレンオキッド クロム酸 シアン化水素 弗化水素 ベンゼン 水銀 アンモニア 一酸化炭素
ホルムアルデヒド 塩化水素 等

有機溶剤中毒予防規則（54物質）

アセトン キシレン クロロホルム 四塩化炭素 トリクロルエチレン トルエン ノルマルヘキサン
メタノール ガソリン 石油ナフサ 等

鉛中毒予防規則

四アルキル鉛中毒予防規則

製造許可対象物質 7物質
ベリリウム 等

健康障害防止指针对象物質 29物質
酢酸ビニル ビフェニル 等

製造等の禁止対象物質 8物質
ベンジジン 石綿 等

④

労働条件・労使関係

詳細資料⑧ 危険性又は有害性等の調査等

職場の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置

危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）とは、作業に伴う危険性又は有害性を洗い出し、リスク（負傷又は疾病の重篤度と発生可能性を組み合わせたもの）を評価するものであり、事業者はその結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

※ 改正労働安全衛生法（平成18年4月施行）において事業者の努力義務化

実施の手順

- ① 労働者の就業に係る危険性又は有害性の特定
- ↓
- ② 特定された危険性又は有害性ごとのリスクの見積り
- ↓
- ③ 見積りに基づくリスクを低減するための優先度の設定
- ↓
- ④ リスク低減措置の検討及び実施
- ↓
- ⑤ リスクアセスメントとリスク低減措置の記録

リスクの見積り・評価の例

災害の重篤度 ×：致命的・重大（死亡災害や休業1月以上の災害）、△：中程度（休業1月未満の災害）、○：軽度（かすり傷程度）

発生の可能性 ×：高い又は比較的高い（毎日危険性又は有害性に接近するもの／かなり注意しても災害につながるもの）
 △：可能性がある（修理等の作業で危険性又は有害性に時々接近するもの）
 ○：ほとんどない（危険性又は有害性に接近することは滅多にないもの）

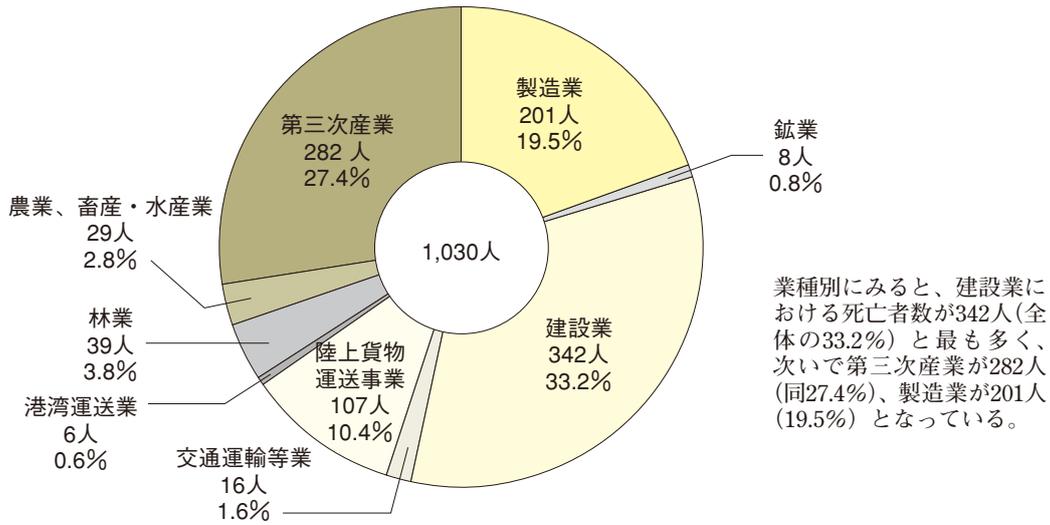


災害の重篤度と発生の可能性との組み合わせからリスクを見積もる。

| | | 災害の重篤度 | | | リスクの程度 |
|------------------------|----------------|-------------|----------|---------|--|
| | | 致命的・重大 × | 中程度 △ | 軽度 ○ | |
| 発生 の 可 能 性 | 高い又は比較的高い × | Ⅲ | Ⅲ | Ⅱ | Ⅲ： 直ちに解決すべき、又は重大なリスクがある Ⅱ： 速やかにリスク低減措置を講ずべきリスクがある Ⅰ： 必要に応じてリスク低減措置を実施すべきリスクがある |
| | 可能性がある △ | Ⅲ | Ⅱ | Ⅰ | |
| | ほとんどない ○ | Ⅱ | Ⅰ | Ⅰ | |

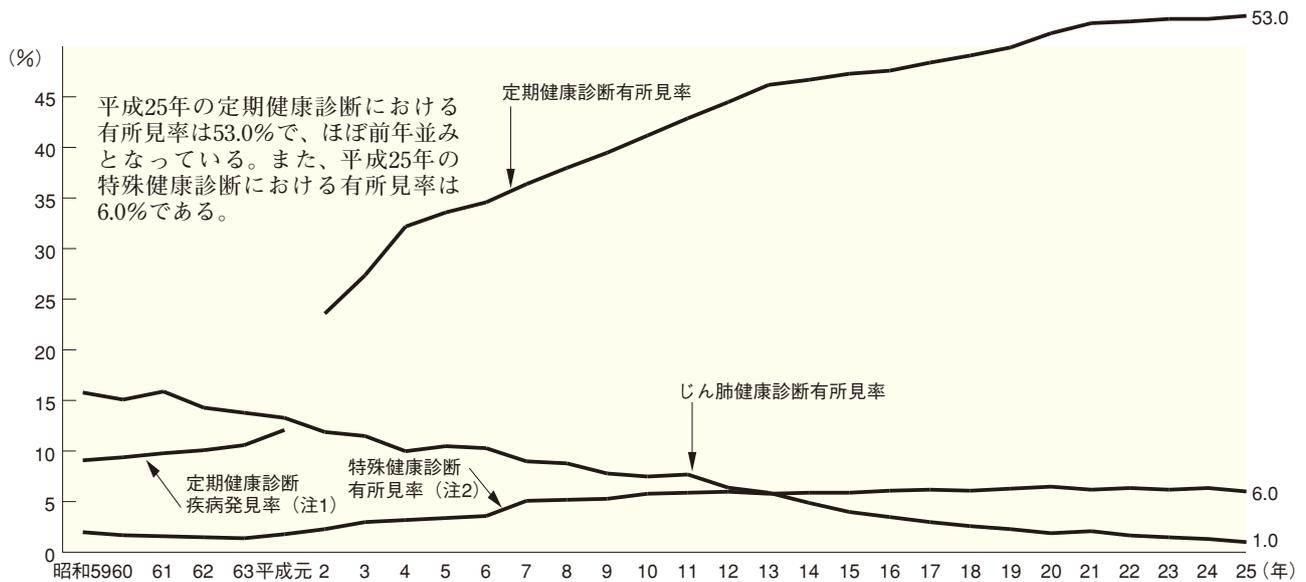
リスクの程度 Ⅲ： 直ちに解決すべき、又は重大なリスクがある
 Ⅱ： 速やかにリスク低減措置を講ずべきリスクがある
 Ⅰ： 必要に応じてリスク低減措置を実施すべきリスクがある

詳細データ① 業種別死亡災害発生状況（平成25年）



資料：厚生労働省労働基準局調べ。

詳細データ② 年別健康診断結果



資料：厚生労働省労働基準局調べ。

(注) 1. 平成元年10月定期健康診断項目改正

2. 平成元年10月有機溶剤及び鉛健康診断項目改正

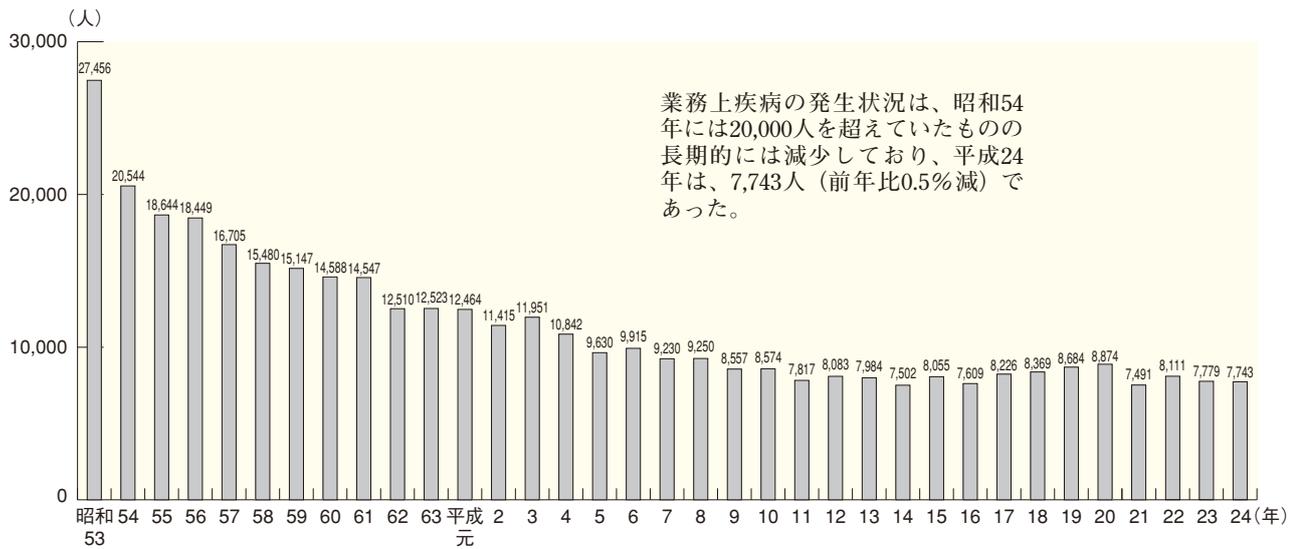
3. 平成7年特殊健診の集計方法変更

4. 平成11年1月定期健康診断項目改正

④

労働条件・労使関係

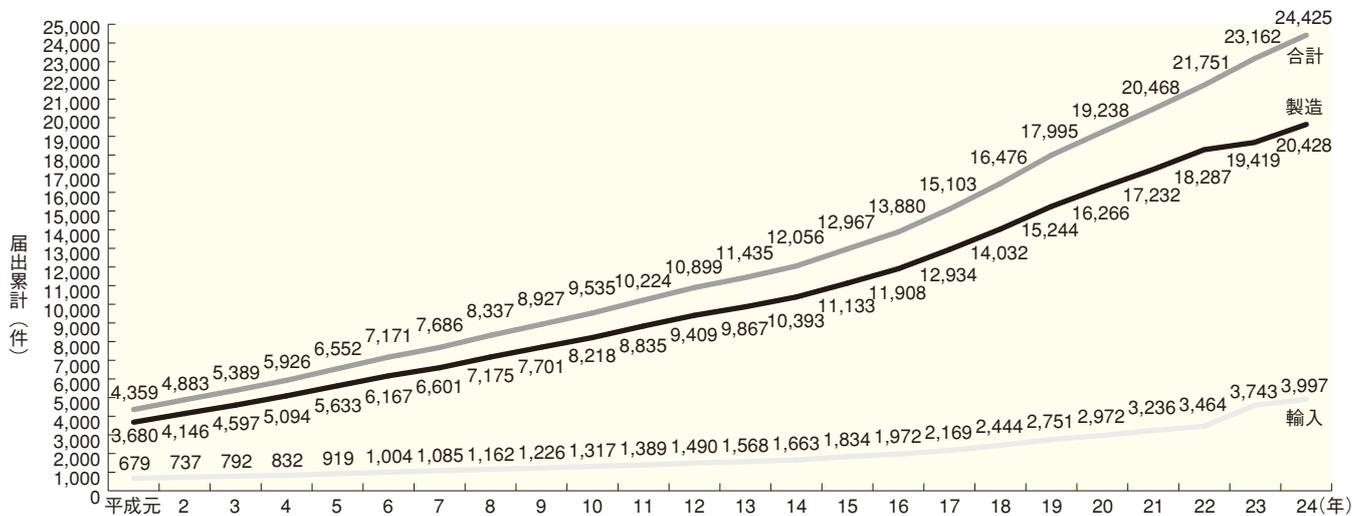
詳細データ③ 年別業務上疾病者数



資料：厚生労働省労働基準局調べ。

詳細データ④ 新規化学物質製造・輸入届出状況 年別（製造・輸入）

現在までに、わが国の産業界で使用されたことのある又は現に使用されている化学物質は、主なものだけでも約6万種類を数えるといわれており、需要の多様化に伴い、毎年、新たに約1,200種類の化学物質が生み出されている。特に最近は、使用量の少ない新規の化学物質の種類が増加している。



資料：厚生労働省労働基準局調べ。

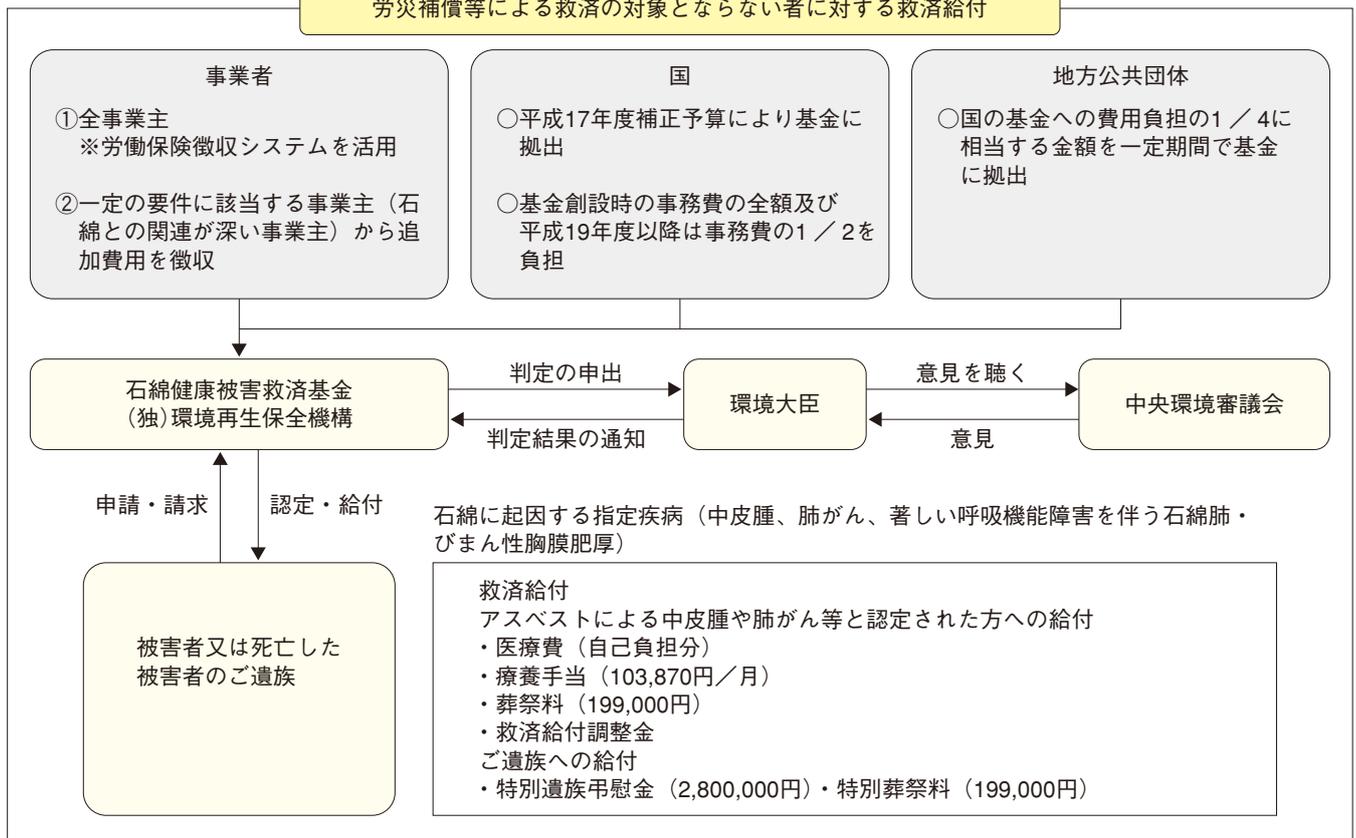
石綿による健康被害の救済

概 要

石綿による健康被害の救済に関する法律の概要

| | |
|---|------------|
| 目 的：石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、石綿による健康被害に係る被害者等の迅速な救済を図る。 | |
| 施行日：基金の創設 | 平成18年2月10日 |
| 救済給付・特別遺族給付金の支給 | 平成18年3月27日 |
| 事業者からの費用徴収 | 平成19年4月1日 |
| 医療費等の支給対象期間の拡大等 | 平成20年12月1日 |
| 指定疾病の追加（政令改正） | 平成22年7月1日 |
| 特別遺族弔慰金・特別遺族給付金の請求期限の延長等 | 平成23年8月30日 |

労災補償等による救済の対象とならない者に対する救済給付



労災補償を受けずに死亡した労働者の遺族に対する救済措置

【特別遺族給付金の支給】

- ①対 象 者：指定疾病等により平成28年3月26日までに死亡した労働者（特別加入者を含む。）の遺族であって、時効により労災保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅したものの。
- ②給 付 額：特別遺族年金 原則240万円/年
※特別遺族年金の支給対象とならない遺族には一時金を支給する。
- ③請求期限：平成34年3月27日
- ④財 源：労働保険特別会計労災勘定から負担する。

石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律の概要

(平成23年8月30日公布・施行)

1. 特別遺族給付金の請求期限の延長

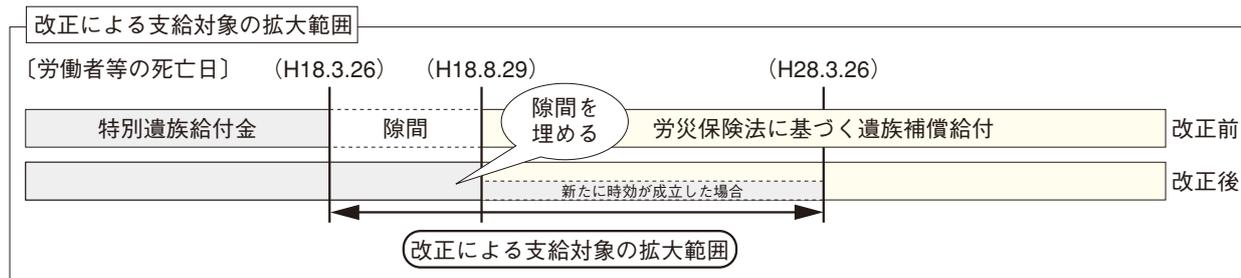
「平成24年3月27日（施行日から6年）」 → 「平成34年3月27日（施行日から16年）」まで延長

10年延長

2. 特別遺族給付金の支給対象の拡大

10年延長

石綿にさらされる業務に従事することにより指定疾病等にかかり、これにより平成28年3月26日まで（改正前：平成18年3月26日まで）に死亡した労働者等の遺族であって、労災保険の遺族補償給付を受ける権利が時効（5年）によって消滅した者に対して支給。



※平成18年3月27日から同年8月29日までに死亡した者に係る特別遺族年金については、労災保険の遺族補償給付を受ける権利が時効によって消滅した日の属する月の翌月分から支給。

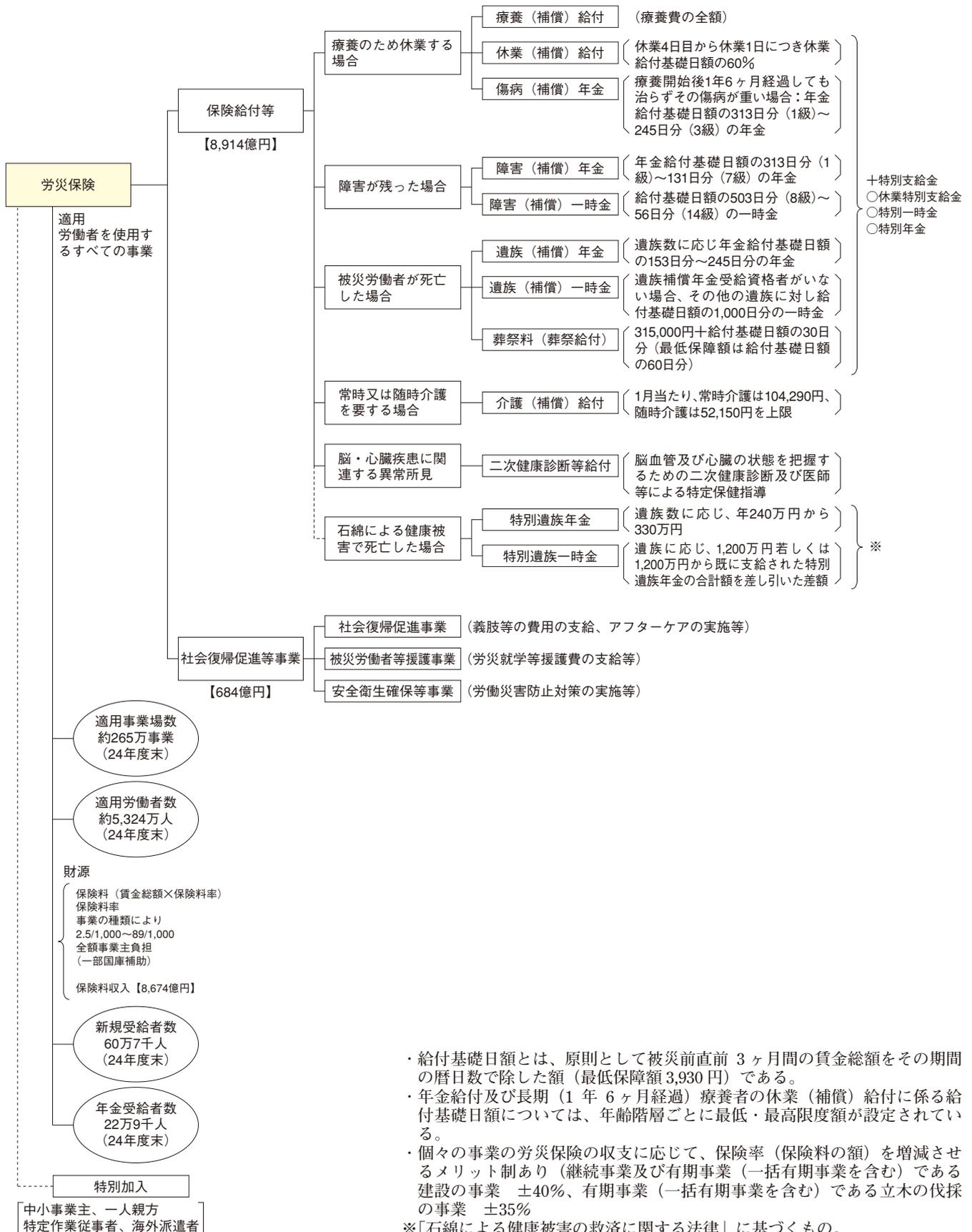
3. その他

- 特別遺族弔慰金等（環境省所管）の請求期限も同様に10年延長
- 改正法施行後5年以内の見直し規定

労働者災害補償保険制度

概要

労働者災害補償保険制度の概要（平成26年度予算額）



詳細データ

労災保険の財政状況

(単位：億円)

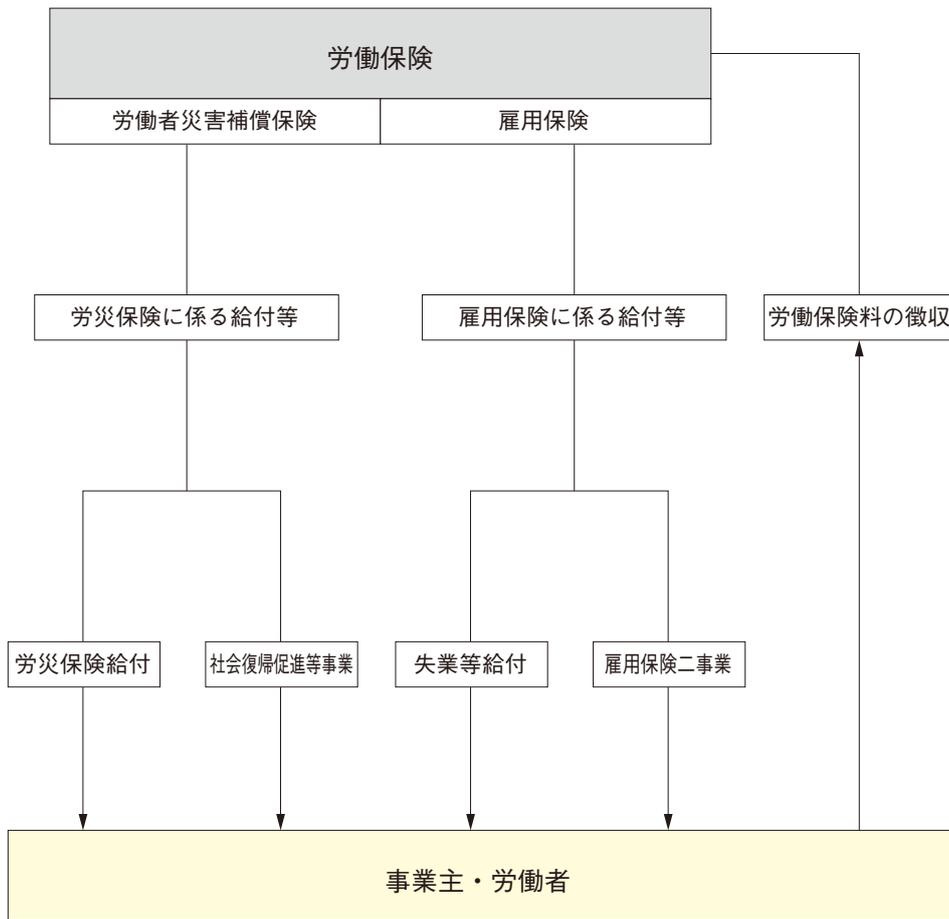
| 区 分 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 |
|------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ①収入 | 14,327 | 14,474 | 12,014 | 11,386 | 11,610 | 11,166 |
| うち保険料収納額 | 10,853 | 10,898 | 8,419 | 7,841 | 8,095 | 7,447 |
| うち利子収入 | 1,085 | 1,208 | 1,272 | 1,314 | 1,329 | 1,337 |
| ②支出 | 13,143 | 12,903 | 12,449 | 12,385 | 12,686 | 12,181 |
| うち保険給付費 | 7,761 | 7,707 | 7,496 | 7,445 | 7,508 | 7,568 |
| うち特別支給金 | 1,175 | 1,149 | 1,118 | 1,078 | 1,117 | 1,048 |
| うち社会復帰促進等事業費（注1） | 957 | 959 | 919 | 800 | 918 | 621 |
| 決算上の収支（①－②） | 1,184 | 1,571 | △435 | △999 | △1,076 | △1,015 |
| 積立金累計額 | 79,413 | 80,985 | 81,532 | 80,533 | 79,457 | 78,442 |

- (注) 1. 労災保険の積立金は、労災年金受給者への将来の年金給付費用に充てる原資である。
 2. 平成21年度の積立金累計額には、平成22年1月1日からの船員保険との統合に伴い、船員保険積立金移換額983億円を加算して計上している。
 3. 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数においては合計と一致していないものがある。

労働保険適用徴収制度

概 要

労働保険適用徴収制度



[労働保険について]

労働保険とは、労働者災害補償保険（労災保険）と雇用保険とを総称した言葉であり、保険給付は両保険制度で個別に行われているが、保険料の徴収等については、両保険は労働保険として、原則的に一体のものとして取り扱われており、各事業場における賃金総額に労災保険率と雇用保険率を合わせた率を乗じて得た額を労働保険料として徴収している。

労働保険は、農林水産の事業の一部を除き、労働者を一人でも雇っているならば、その事業主は成立手続を行い、労働保険料を納付しなければならないことになっている。

④

労働条件・労使関係

労働保険の適用・徴収業務

1. 労働保険とは

- 「労働保険」とは、労災保険（労働者災害補償保険）及び雇用保険を総称したもの。
- 労働保険は、原則として、労働者を1人以上雇用するすべての事業に適用される。
- ※労働保険の適用事業数 約302万（平成25年度末）

2. 労働保険料

- 保険料は、原則として労災保険及び雇用保険一体の労働保険料として徴収。
- 保険料額は、事業主が労働者に支払う賃金の総額に保険料率を乗じて算定。

労働保険料＝事業全体の賃金総額×保険料率（雇用保険料率＋労災保険料率）

労災保険料率 事業の種類により、2.5 / 1,000～89 / 1,000
 雇用保険料率 13.5 / 1,000（一般の事業）、15.5 / 1,000
 （農林水産、清酒製造の事業）、16.5 / 1,000（建設の事業）
 （平成25年度）

- 労働保険料の負担は、以下のとおり。
- 労災保険 全額事業主負担
- 雇用保険 失業等給付部分は労使折半、雇用保険二事業部分は全額事業主負担
- 保険料収入：約2.9兆円、収納率：98.0%（平成25年度末）

詳細データ① 労働保険の適用状況

(単位：万)

| 年度末 区 分 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 |
|------------|-------|-------|-------|-------|
| 労働保険適用事業数 | 294 | 295 | 297 | 302 |
| 労災保険適用事業数 | 262 | 263 | 265 | 268 |
| 雇用保険適用事業数 | 199 | 200 | 202 | 205 |

資料：厚生労働省労働基準局調べ。

詳細データ② 労働保険料の収納状況

(単位：億円)

| 年度末 区 分 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 |
|------------|--------|--------|--------|--------|
| 総 額 | 30,894 | 32,708 | 29,313 | 29,955 |
| 労災保険分 | 7,841 | 8,254 | 7,879 | 8,234 |
| 雇用保険分 | 23,052 | 24,454 | 21,433 | 21,721 |

資料：厚生労働省労働基準局調べ。

勤労者福祉の向上

概 要

勤労者財産形成促進制度の概要

勤労者財産形成促進制度（財形制度）は、昭和46年に制定された勤労者財産形成促進法（財形法）に基づいて創設され、勤労者の貯蓄や持家取得といった財産づくりのための努力に対して、国や事業主が支援、協力する制度である。

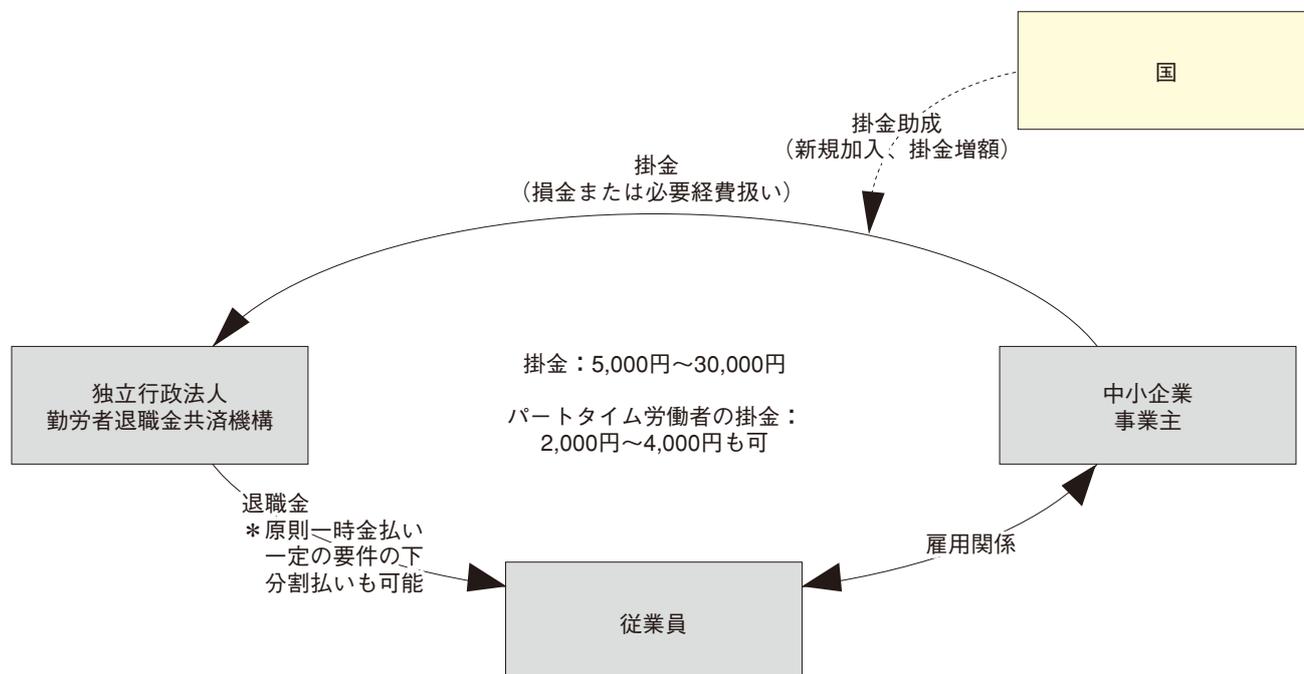


金利は平成26年4月1日現在
貯蓄・融資残高は平成26年3月31日現在

中小企業退職金共済制度

中小企業退職金共済制度は、独力では退職金制度を設けることが困難な中小企業について、事業主の相互共済の仕組みと国の援助によって退職金制度を確立し、中小企業の従業員の福祉の増進を図るとともに、中小企業の振興に寄与することを目的としている。

一般の中小企業退職金共済制度の仕組み



加入・支給実績 (平成25年度)

| | 一般の中小企業 退職金共済制度 | 特定業種退職金共済制度 | | |
|----------------------|--------------------|----------------------------|---------|-----------|
| | | 建設業 | 清酒製造業 | 林業 |
| 対象者 | 主に常用労働者 | 各業種に期間を定めて雇用される労働者 (期間雇用者) | | |
| 共済契約者 (事業主) 数 (件) | 362,226 | 170,896 | 2,034 | 3,262 |
| 被共済者 (労働者) 数 (人) | 3,238,864 | 3,012,334 | 15,829 | 39,448 |
| 退職金等 支給件数 (件) | 275,062 | 49,249 | 208 | 1,777 |
| 退職金等 支給金額 (千円) | 361,885,189 | 46,919,382 | 220,022 | 1,648,257 |

(注) 共済契約者数及び被共済者数については、平成25年度末現在の数値である。

(2) 労使関係

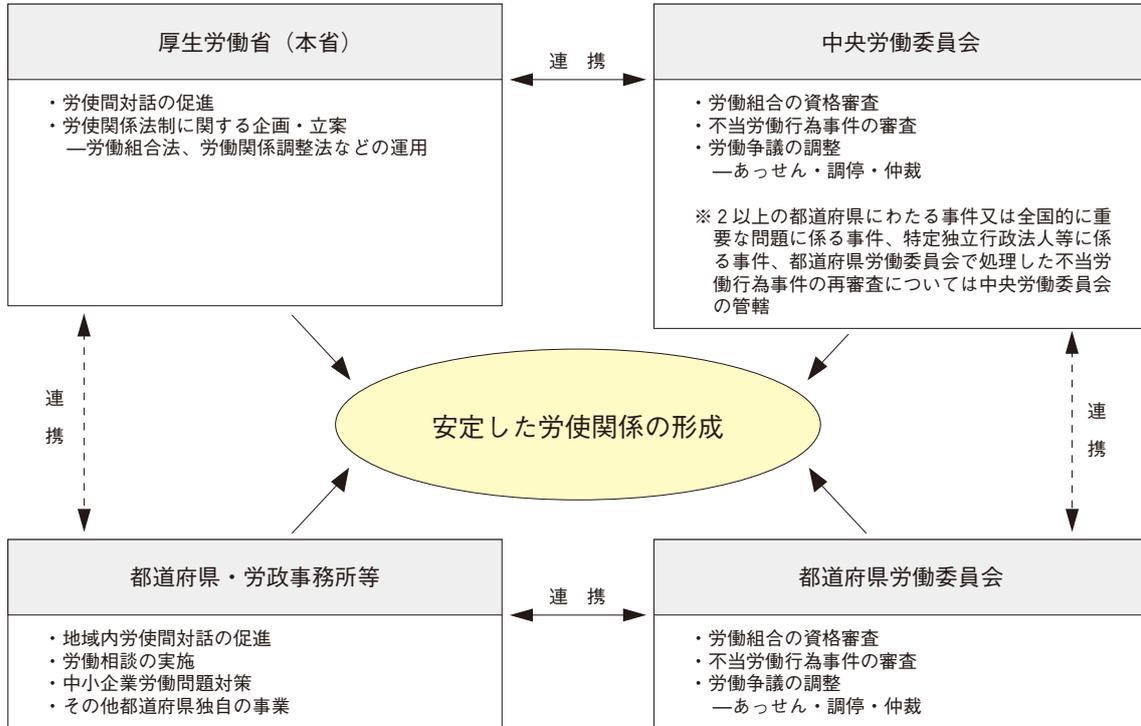
④

労働条件・労使関係

労使関係の安定

概要

労使関係施策の体系



詳細資料① 労働委員会制度と労働争議の調整

○ 中央労働委員会について

中央労働委員会は、労働組合法に基づいて昭和21年に設置された、国家行政組織法第3条第2項の国の行政機関の委員会の一つであり、労使紛争の処理のための中心的機関である。中央労働委員会は、公益を代表する者（公益委員）、労働者を代表する者（労働者委員）及び使用者を代表する者（使用者委員）の三者合計45名（各側15名）の委員により構成されている。

なお、地方における労使紛争処理機関としては、各都道府県の行政委員会として中央労働委員会と同様に公労使三者構成をとる都道府県労働委員会が47置かれている。

中央労働委員会は、労働組合法、労働関係調整法、特定独立行政法人の労働関係に関する法律等により、主として次に掲げる労使関係紛争処理等の権限を有する。

① 不当労働行為事件の審査

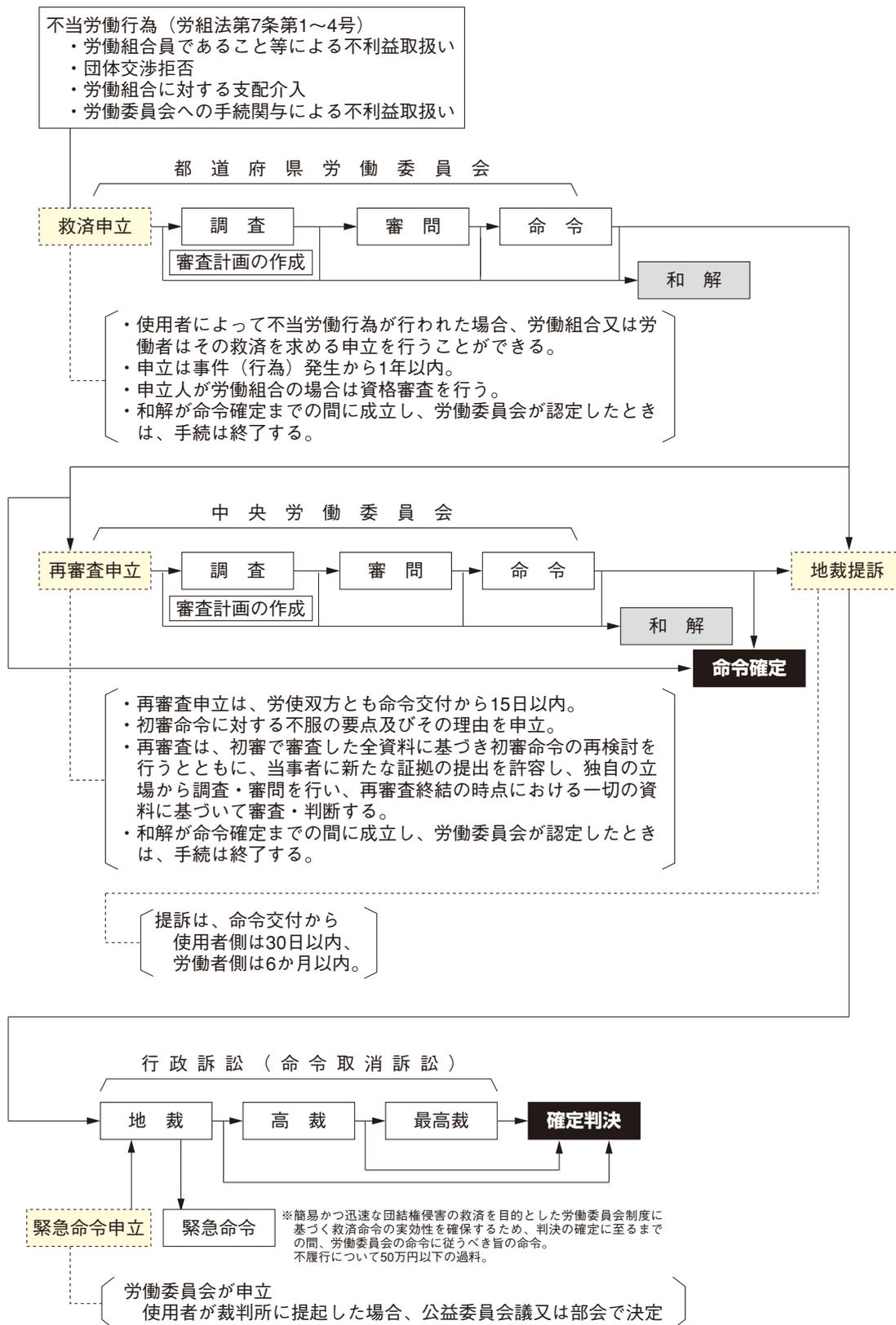
不当労働行為審査手続は、原則として二審制をとっており、中央労働委員会は、初審都道府県労働委員会の判断（救済命令）に対する当事者からの不服に係る再審査を行う。その他、中央労働委員会は、全国的に重要な事案や特定独立行政法人及び国営林野事業に係る不当労働行為事件についての初審（この場合は一審制）を行う。

なお、労働委員会の命令に対して、当事者は、命令の取消の訴えを提起できる。

② 労働争議のあっせん、調停及び仲裁

労働関係調整法等に基づき、労働関係の当事者間において、労働争議が発生した場合に、その解決を図る。都道府県労働委員会が原則として一の都道府県における事件を処理するのに対して、中央労働委員会は二以上の都道府県にわたる事件又は全国的に重要な問題に係る事件、特定独立行政法人及び国営林野事業に係る事件について処理する。

○ 不当労働行為の審査手続の概要



○ 労働争議の調整について

労働委員会が扱う労働争議の調整には、あっせん・調停・仲裁がある。中でも「あっせん」は最も利用されている調整手法である。これらの調整は原則として当事者の申請により開始される。

労働委員会の行う調整は、公正な第三者としての助言を与え、労使の自主的な歩み寄りを促すことによって解決を図ることを基本としている。

労働委員会は調整を進めていくなかで、労使当事者に対して解決案を提示することもあるが、これは受諾を強制するものではない。ただし、仲裁については、裁定がなされると、当事者はその裁定を内容とする労働協約を締結したのと同様の効力を持つので、その裁定に拘束される。

あっせん・調停・仲裁の特徴一覧

| | あっせん | 調停 | 仲裁 |
|------------|--|---|---|
| 開始事由 | <ul style="list-style-type: none"> 一方申請 双方申請 職権 | <ul style="list-style-type: none"> 双方申請 労働協約に基づく一方申請 公益事業及び特定独立行政法人等に係る <ul style="list-style-type: none"> 一方申請 職権 大臣又は知事からの請求 | <ul style="list-style-type: none"> 双方申請 労働協約に基づく一方申請 ※1 |
| 労働委員会の調整主体 | あっせん員 | 調停委員会 (公労使三者構成) | 仲裁委員会 (公益委員3名で構成※2) |
| 解決案の提示 | 提示することもある | 原則提示 | 原則提示 |
| 解決案の受諾 | 任意 | 任意 | 労働協約と同一の効力を持って当事者を拘束 |

※1 特定独立行政法人、国有林野事業及び地方公営企業等における労使紛争については、あっせん又は調停開始後2か月経過後の一方申請、職権（あっせん又は調停を行っている事件）、主務大臣からの請求による仲裁開始規定がある。

※2 特定独立行政法人等については、全員（5人）又は3人。

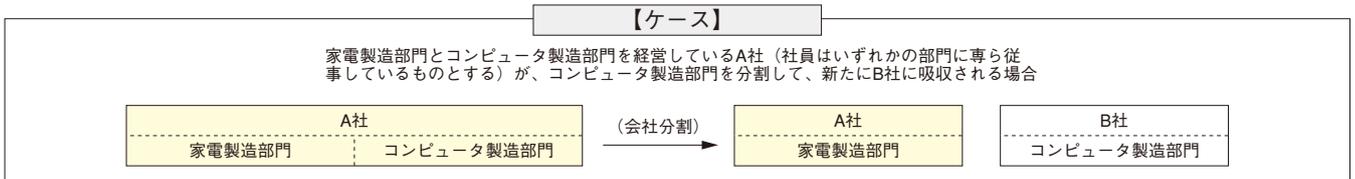
詳細資料② 企業組織再編に伴う労働問題への対応

○ 概要

企業の国際的な競争が激化した現代の社会情勢下において、企業が柔軟に組織の再編成ができるように、企業組織再編のための法制度の整備を行うことを目的として、関係法の見直しが行われてきた。すなわち、平成9年には独占禁止法改正による純粋持株会社の解禁、平成11年には商法改正による株式交換及び株式移転制度の導入等の措置が講じられ、さらに平成12年の商法改正により会社分割制度が創設された。

このうち会社分割制度については、個々の労働者の個別の同意を必要とする事業譲渡とは異なり、会社分割をする会社の権利義務が分割により新設される会社等に包括的に承継されることを踏まえ、会社の意思によりこれまで従事していた職務に就けなくなる労働者の出現が想定されること等に対して、労働者保護の観点から、労働契約の承継等についての特例等を定めた「会社の分割に伴う労働契約の承継等に関する法律」（平成12年法律第103号）を公布し、併せて同法を施行するために必要な関係省令及び指針を策定した。（平成17年の会社法制定に伴い、法律名は「会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律」に改められ、一部用語も改められた。）

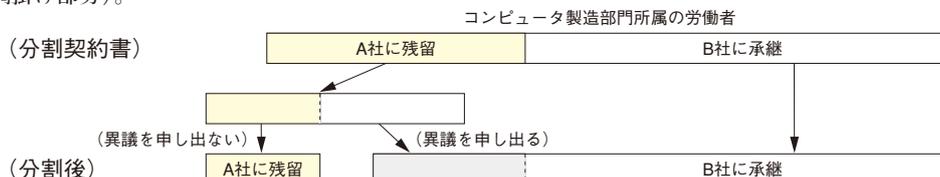
○ 会社分割の具体的手続（吸収分割の場合）における労働者保護



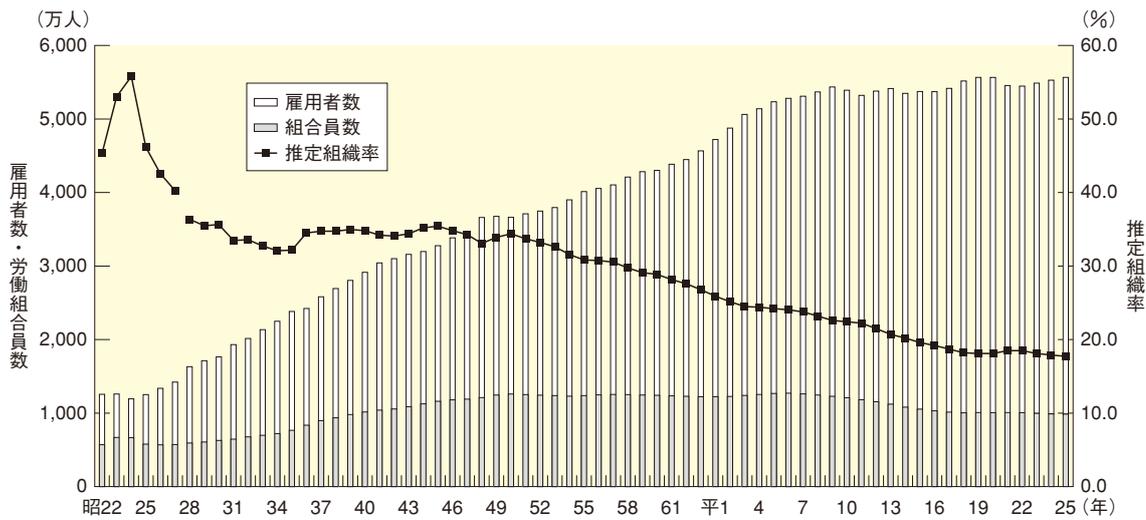
A社が会社分割をするに当たり、B社と分割契約を締結する。分割契約は、A社の労働者のうちB社に承継させる労働者の氏名がすべて特定できるよう定められ、分割契約が株主総会で承認されることにより、賃金、就業時間等を定めた労働契約は、会社分割時にA社で勤務していたときと同じ内容のままB社に承継される。

会社分割前にコンピュータ製造部門に従事していた労働者は、自分が会社分割後にA社、B社のどちらに属するか等、分割契約の定めについてA社から一定の期間内に通知を受ける。

通知を受けた労働者のうち、これまで従事していたコンピュータ製造部門の仕事から切り離されてA社に残留することとされた者は、A社に対して一定の期間内に異議を申し出ることによりB社に承継され、引き続きコンピュータ製造部門の仕事をする事ができる（下図の灰色網掛け部分）。



詳細データ① 労働組合の現勢



資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「労働組合基礎調査」、総務省統計局「労働力調査」

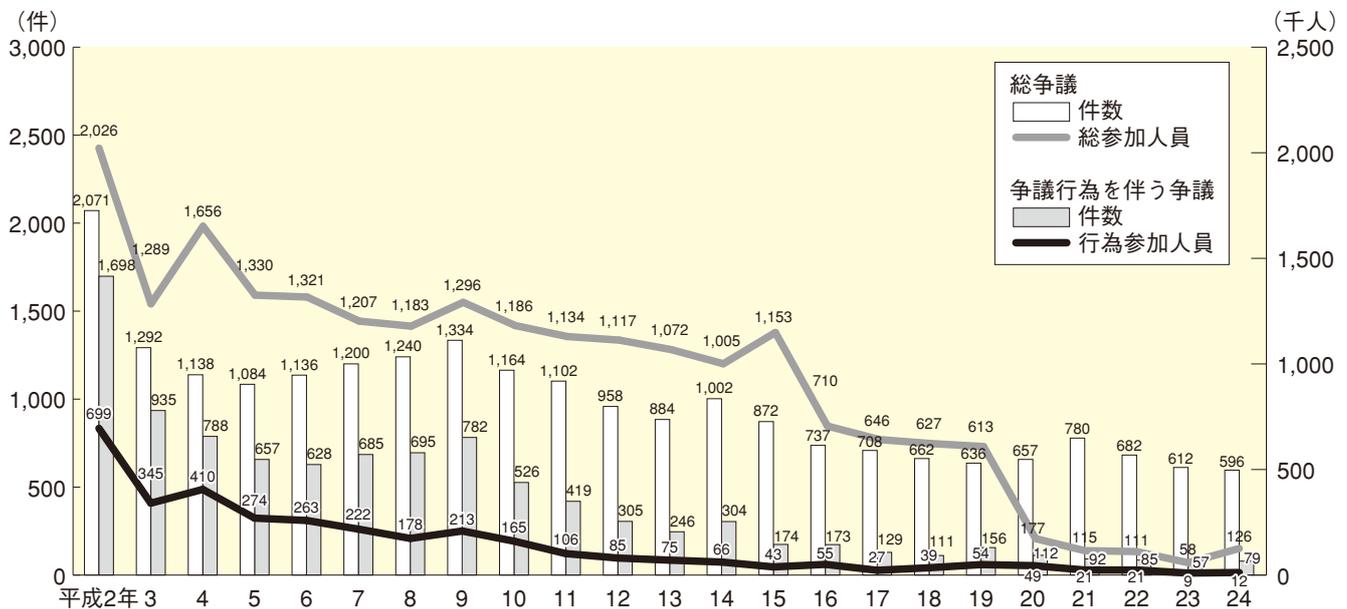
(注) 1. 「雇業者数」は、労働力調査の各年6月分の原数値である。

2. 「推定組織率」は、労働組合員数を雇業者数で除して得られた数値である。

3. 昭和27年までは単位労働組合の労働組合員数、昭和28年以降は単一労働組合の労働組合員数であり、推定組織率の計算においても同様である。なお、雇業者数を調査している労働力調査は、昭和28年及び昭和42年に調査方法を改定したが、昭和42年の変更による雇業者数のギャップは昭和28年までさかのぼって修正してある。

4. 平成23年の雇業者数及び推定組織率は、平成24年4月に総務省統計局から公表された「労働力調査における東日本大震災に伴う補完推計」の平成23年6月分の推計値及びその数値を用いて計算した値である。時系列比較の際は注意を要する。

詳細データ② 争議発生件数等の推移



資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「労働争議統計調査」

(注) 1. 「総争議」とは、争議行為を伴う争議と争議行為を伴わないが解決のために労働委員会等第三者が関与した争議との合計をいう。

2. 「総参加人員」とは、争議行為に参加するかしないかにかかわらず労働争議継続期間中における組合又は争議団の最大員数をいう。

3. 「争議行為」とは、労働関係の当事者がその主張を貫徹することを目的として行う行為及びこれに対抗する行為であって、業務の正常な運営を阻害する行為（半日以上の実働停止、作業所閉鎖、半日未満の実働停止、怠業、業務管理等）をいう。

4. 「行為参加人員」とは、実際に争議行為を行った実人員をいう。

詳細データ③ 労働争議件数・労働争議参加人員・労働損失日数の国際比較

労働争議件数

(件)

| 国・地域 | 1995年 | 2000 | 2005 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 |
|-------------------------|-------|-------|-------|------|------|------|------|------|------|
| 日本 ¹⁾ | 209 | 118 | 50 | 54 | 52 | 48 | 38 | 28 | 38 |
| アメリカ ²⁾ | 31 | 39 | 22 | 21 | 15 | 5 | 11 | 19 | 19 |
| カナダ ³⁾ | 328 | 378 | 260 | 206 | 188 | 158 | 175 | — | — |
| イギリス ⁴⁾ | 235 | 212 | 116 | 142 | 144 | 98 | 92 | 149 | 131 |
| ドイツ ⁵⁾ | 361 | 67 | 270 | 542 | 881 | 454 | 131 | 158 | 367 |
| フランス ⁶⁾ | 2,066 | 1,427 | 699 | — | — | — | — | — | — |
| イタリア ⁷⁾ | 545 | 966 | 654 | 667 | 621 | 889 | — | — | — |
| スウェーデン ⁸⁾ | 36 | 2 | 14 | 14 | 5 | 6 | 7 | 2 | 6 |
| ロシア ⁹⁾ | 8,856 | 817 | 2,575 | 7 | 4 | 1 | — | 2 | 6 |
| 香港 ¹⁰⁾ | 9 | 5 | 1 | 3 | 4 | 7 | 3 | 2 | 1 |
| 韓国 ¹¹⁾ | 88 | 250 | 287 | 115 | 108 | 121 | 86 | 65 | 105 |
| マレーシア ¹²⁾ | 13 | 11 | 3 | 2 | 2 | 4 | 2 | 0 | 0 |
| タイ | 39 | 13 | 9 | 5 | 7 | 5 | 3 | 8 | 11 |
| インドネシア | 276 | — | 96 | 150 | 146 | 149 | 82 | 303 | — |
| フィリピン ¹³⁾ | 94 | 60 | 26 | 6 | 5 | 4 | 8 | 2 | 3 |
| インド ¹⁴⁾ | 1,066 | 771 | 456 | 389 | 421 | 388 | 274 | — | — |
| オーストラリア ¹⁵⁾ | 643 | 700 | 472 | 135 | 177 | 236 | 227 | 192 | 204 |
| ニュージーランド ¹⁶⁾ | 69 | 21 | 60 | 31 | 23 | 31 | 18 | 12 | 10 |
| ブラジル ¹⁷⁾ | 1,056 | 525 | 299 | 316 | 411 | 518 | 446 | 554 | 873 |

④

労働条件・労使関係

労働争議参加人員

(千人)

| 国・地域 | 1995年 | 2000 | 2005 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 |
|-------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 日本 ¹⁾ | 38 | 15 | 4.1 | 21 | 8.3 | 3.6 | 2.5 | 1.7 | 1.2 |
| アメリカ ²⁾ | 192 | 394 | 100 | 189 | 72 | 13 | 45 | 113 | 148 |
| カナダ ³⁾ | 149 | 143 | 199 | 66 | 41 | 67 | 57 | — | — |
| イギリス ⁴⁾ | 174 | 183 | 93 | 745 | 511 | 209 | 133 | 1,530 | 237 |
| ドイツ ⁵⁾ | 183 | 7.4 | 17 | 106 | 154 | 28 | 12 | 11 | 22 |
| フランス ⁶⁾ | 43 | 211 | 60 | — | — | — | — | — | — |
| イタリア ⁷⁾ | 445 | 687 | 961 | 906 | 669 | 267 | — | — | — |
| スウェーデン ⁸⁾ | 125 | 0.2 | 0.6 | 3.6 | 13 | 1.1 | 3.2 | 0.0 | 4.6 |
| ロシア ⁹⁾ | 489 | 31 | 85 | 2.9 | 1.9 | 0.01 | — | 0.5 | 0.5 |
| 香港 ¹⁰⁾ | 1.3 | 0.4 | 0.2 | 0.8 | 1.3 | — | 0.3 | — | — |
| 韓国 ¹¹⁾ | 50 | 178 | 118 | 93 | 114 | 81 | 40 | — | — |
| マレーシア ¹²⁾ | 1.7 | 3.0 | 1.0 | 0.1 | 0.2 | 0.4 | 0.1 | 0 | 0 |
| タイ | 17 | 6.0 | 2.6 | 0.6 | 1.5 | 0.6 | 2.2 | 5.7 | 4.3 |
| インドネシア | 127 | — | 56 | 135 | 212 | 94 | 2.0 | 65 | — |
| フィリピン ¹³⁾ | 54 | 21 | 8.5 | 0.9 | 1.1 | 1.5 | 3.0 | 3.8 | 0.2 |
| インド ¹⁴⁾ | 990 | 1,418 | 2,914 | 725 | 1,484 | 1,626 | 1,062 | — | — |
| オーストラリア ¹⁵⁾ | 344 | 325 | 241 | 36 | 173 | 89 | 55 | 134 | 143 |
| ニュージーランド ¹⁶⁾ | 32 | 2.6 | 18 | 4.1 | — | 9.0 | — | 2.1 | 5.2 |
| ブラジル ¹⁷⁾ | — | 3,834 | 2,023 | 1,438 | 2,043 | 1,568 | 1,583 | 2,050 | 1,772 |

労働損失日数

(千日)

| 国・地域 | 1995年 | 2000 | 2005 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 |
|-------------------------|--------|---------|---------|---------|---------|--------|--------|-------|-------|
| 日本 ¹⁾ | 77 | 35 | 5.6 | 33 | 11 | 7.5 | 23 | 4.4 | 3.8 |
| アメリカ ²⁾ | 5,771 | 20,419 | 1,736 | 1,265 | 1,954 | 124 | 302 | 1,020 | 1,131 |
| カナダ ³⁾ | 1,583 | 1,644 | 4,148 | 1,771 | 876 | 2,169 | 1,209 | — | — |
| イギリス ⁴⁾ | 415 | 499 | 157 | 1,041 | 759 | 455 | 365 | 1,390 | 249 |
| ドイツ ⁵⁾ | 247 | 11 | 19 | 286 | 132 | 64 | 25 | 70 | 86 |
| フランス ⁶⁾ | 784 | 581 | 1,997 | 1,553 | 1,419 | 1,662 | 3,850 | — | — |
| イタリア ⁷⁾ | 909 | 884 | 907 | 930 | 723 | — | — | — | — |
| スウェーデン ⁸⁾ | 733 | 0.3 | 0.6 | 14 | 107 | 1.6 | 29 | 0.3 | 37 |
| ロシア ⁹⁾ | 1,367 | 236 | 86 | 21 | 29 | 0.1 | — | 0.4 | 0.1 |
| 香港 ¹⁰⁾ | 1.0 | 0.9 | 0.1 | 8.0 | 1.4 | 1.1 | 0.3 | 0.6 | 0.4 |
| 韓国 ¹¹⁾ | 393 | 1,894 | 848 | 536 | 809 | 627 | 511 | 429 | 933 |
| マレーシア ¹²⁾ | 4.9 | 6.1 | 4.8 | 0.2 | 0.3 | 1.1 | 0.2 | 0 | 0 |
| タイ | 220 | 226 | 46 | 12 | 51 | 6 | 50 | 212 | — |
| インドネシア | 1,300 | — | 766 | 1,161 | 1,546 | 844 | 11 | 1,891 | — |
| フィリピン ¹³⁾ | 584 | 319 | 123 | 12 | 39 | 7 | 34 | 4 | 1 |
| インド ¹⁴⁾ | 16,290 | 28,763 | 29,665 | 27,167 | 16,684 | 13,297 | 17,932 | — | — |
| オーストラリア ¹⁵⁾ | 548 | 469 | 228 | 50 | 197 | 133 | 127 | 242 | 273 |
| ニュージーランド ¹⁶⁾ | 53 | 11 | 30 | 11 | — | 14 | — | 5 | 79 |
| ブラジル ¹⁷⁾ | 22,160 | 238,922 | 230,604 | 237,157 | 143,433 | 4.3 | 5.6 | 7.9 | 11 |

資料出所：日本：厚生労働省（2013.8）「平成24年労働争議統計調査」

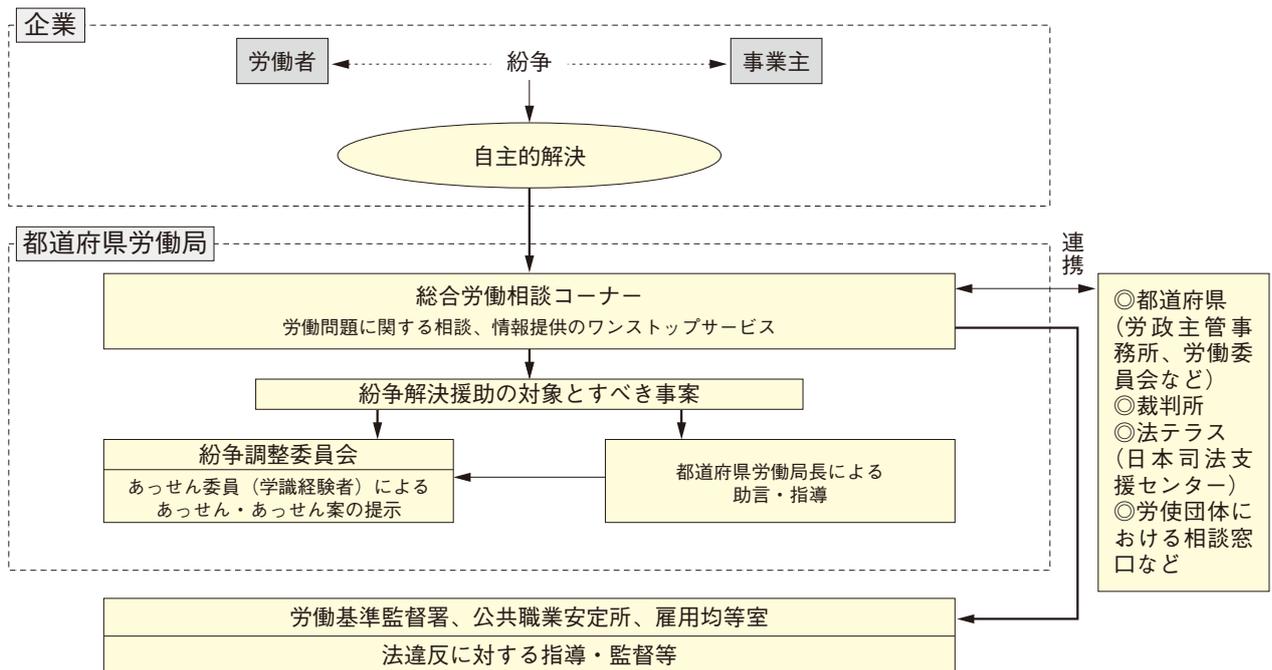
その他：ILOSTAT（<http://www.ilo.org/ilostat>）2014年1月現在、厚生労働省「海外情勢白書」、各国統計局及び労働省ウェブサイト

- (注) 1) 件数は半日以上のス（同盟罷業）及び作業所閉鎖件数。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。
 2) 1,000人未満の争議、1日に満たない争議を除き、件数及び参加人員は当該年に開始された争議。
 3) 半日以上継続し、かつ、労働損失日数が10労働日以上の争議。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。
 4) 労働損失日数が100労働日を超える場合は1日に満たない争議、10人未満の争議も含む。件数は政治的スを除く。
 5) ストライキのみ。労働損失日数が100労働日を超える場合は1日に満たない争議も含む。
 6) ロックアウトのみ。争議件数は事業所単位。参加人員は月ごとの平均争議参加人員から算出。労働争議件数及び参加人員の2005年は2004年の値。2008年以降は雇用者10人以上の企業で公営企業を含む。
 7) ストライキのみ。労働損失日数は1日7時間労働を基準として計算。
 8) 2008年以前の参加人員は実際に争議に参加した労働者数。
 9) 半日に満たない争議を除く。
 10) 民間部門を対象。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。
 11) 2009年以降はストライキのみ。2011年以降は8時間に満たない争議を除く。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。
 12) ストライキのみ。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。
 13) 1日に満たない争議を除く。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。
 14) 政治的なス及び10人未満の争議を除く。
 15) 10日に満たない争議を除く。各年12月の数値。
 16) 件数は、労働損失日数が10日（2000年以降5日）に満たない争議を除く。部分ス及びロックアウトを含む。労働損失日数は1日8時間を基準として計算。
 17) ストライキのみ。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。

個別労働紛争解決制度

概要

個別労働紛争解決システム



詳細データ

平成25年度個別労働紛争解決制度の運用状況（概要）

（平成25年4月1日～平成26年3月31日）

※（ ）内は平成24年度の実績

| | | | | | |
|--|-----------------------|--------------|-----------------------|----------|-----------------------|
| 1. 総合労働相談コーナーに寄せられた相談 1,050,042件 (1,067,210) | | | | | |
| 相談者の種類 労働者 | 630,070件 (631,355) | 事業主 | 298,031件 (316,684) | その他 | 121,941件 (119,171) |
| 2. 民事上の個別労働紛争に係る相談の件数 245,783件 (254,719) | | | | | |
| ① 相談者の種類 労働者 | 199,123件 (204,005) | 事業主 | 27,530件 (30,612) | その他 | 19,130件 (20,102) |
| ② 労働者の就労状況 正社員 | 97,573件 (101,472) | パート・アルバイト | 40,604件 (42,309) | 派遣労働者 | 10,031件 (10,827) |
| 期間契約社員 | 26,696件 (27,094) | その他 | 70,879件 (73,017) | | |
| ③ 紛争の内容（※内訳が複数にまたがる事案もあるため、合計が300,113件になる。）(304,058) | | | | | |
| 普通解雇 | 34,533件 (39,674) | 整理解雇 | 4,548件 (6,102) | 懲戒解雇 | 4,875件 (5,739) |
| 雇止め | 12,780件 (13,432) | 退職勧奨 | 25,041件 (25,838) | 採用内定取消 | 1,813件 (1,896) |
| 自己都合退職 | 33,049件 (29,763) | 出向・配置転換 | 9,748件 (9,783) | 労働条件の引下げ | 30,067件 (33,955) |
| その他の労働条件 | 37,811件 (37,842) | いじめ・嫌がらせ | 59,197件 (51,672) | 雇用管理等 | 5,928件 (6,136) |
| 募集・採用 | 3,025件 (3,322) | その他 | 37,698件 (38,906) | | |
| 3. 都道府県労働局長による助言・指導の件数 | | | | | |
| (1) 助言・指導の申出件数 10,024件 (10,363) | | | | | |
| ① 労働者の就労状況 正社員 | 4,895件 (5,027) | パート・アルバイト | 2,392件 (2,404) | 派遣労働者 | 557件 (658) |
| 期間契約社員 | 1,685件 (1,682) | その他 | 495件 (592) | | |
| ② 紛争の内容（※内訳が複数にまたがる事案もあるため、合計が10,768件になる。）(11,089) | | | | | |
| 普通解雇 | 1,301件 (1,487) | 整理解雇 | 143件 (193) | 懲戒解雇 | 103件 (131) |
| 雇止め | 626件 (601) | 退職勧奨 | 858件 (900) | 採用内定取消 | 111件 (127) |
| 自己都合退職 | 911件 (843) | 出向・配置転換 | 465件 (443) | 労働条件の引下げ | 960件 (1,084) |
| その他の労働条件 | 1,561件 (1,693) | いじめ・嫌がらせ | 2,046件 (1,735) | 雇用管理等 | 378件 (344) |
| 募集・採用 | 90件 (123) | その他 | 1,215件 (1,385) | | |
| (2) 年度内に助言・指導の申出を処理した件数 10,037件 (10,290) | | | | | |
| 処理の区分 助言を実施 | 9,693件 (9,978) | 指導を実施 | 0件 (1) | | |
| 取下げ | 262件 (252) | 打切り | 62件 (43) | その他 | 20件 (16) |
| 4. 紛争調整委員会によるあっせんの件数 | | | | | |
| (1) あっせんの申請件数 5,712件 (6,047) | | | | | |
| ① 労働者の就労状況 正社員 | 2,823件 (3,007) | パート・アルバイト | 1,211件 (1,182) | 派遣労働者 | 339件 (327) |
| 期間契約社員 | 1,059件 (1,063) | その他 | 280件 (468) | | |
| ② 紛争の内容（※内訳が複数にまたがる事案もあるため、合計が6,062件になる。）(6,419) | | | | | |
| 普通解雇 | 1,353件 (1,598) | 整理解雇 | 163件 (211) | 懲戒解雇 | 98件 (95) |
| 雇止め | 548件 (515) | 退職勧奨 | 470件 (574) | 採用内定取消 | 146件 (150) |
| 自己都合退職 | 109件 (174) | 出向・配置転換 | 175件 (178) | 労働条件の引下げ | 546件 (515) |
| その他の労働条件 | 548件 (599) | いじめ・嫌がらせ | 1,474件 (1,297) | 雇用管理等 | 77件 (90) |
| その他 | 355件 (423) | | | | |
| (2) 年度内にあっせんの申請を処理した件数 5,688件 (6,059) | | | | | |
| 処理の区分 当事者間の合意の成立 | 2,225件 (2,272) | 申請の取下げ | 307件 (363) | その他 | 15件 (21) |
| 打切り | 3,141件 (3,403) | 【うち不参加による打切り | 2,102件】 (2,383) | | |